

しづやの環境



令和6年度 事業概要

目次	ページ
I はじめに	2
II 目標の実現に向けた施策体系	3
III 計画の構成と進捗状況の評価方法等	5
IV 各分野の施策と進捗状況	7
◆分野① くらし.....	7
<目標> 世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまち	
1-1 安心して暮らせるまちをつくる.....	9
1-2 快適に過ごせるまちをつくる.....	30
◆分野② みどり・生きもの.....	36
<目標> 小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまち	
2-1 みどりと生きものを育む.....	38
2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する.....	40
◆分野③ 資源・ごみ.....	49
<目標> 可燃ごみの焼却から脱却し、ごみとなるものを生み出さないまち	
3-1 ごみとなるものを減らす.....	52
3-2 適正に処理する.....	58
◆分野④ エネルギー・温暖化対策.....	60
<目標> カーボンニュートラルの実現に向けエネルギーの効率的な利用と脱炭素化を一丸となって進めるまち	
4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める.....	62
4-2 建物・まちの脱炭素化を進める.....	64
4-3 気候変動による影響に適応する.....	75
◆分野⑤ 意識.....	78
<目標> 環境のために一人ひとりが意識を変え、「賢い選択」によって、大きな力を生み出すまち	
5-1 意識を変える.....	80
5-2 行動を促す.....	84
V 渋谷区環境基本計画2023【行動計画】(第1期)における基本施策の進捗状況	86
VI 環境問題に関わる相談窓口一覧表.....	97

I はじめに

現在、地球温暖化が急速に進み、世界中でその影響による大規模な気象災害が国内外で発生するようになりました。国は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを表明し、2030年までの温室効果ガスの排出削減目標をそれまでの目標値から大幅に引き上げました。脱炭素社会の実現に向けた取組がより一層求められており、私たちを取り巻く生活環境は、様々な地球規模の環境問題に直面しています。

これらの環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しており、私たち一人ひとりが環境問題に関心をもって、環境に配慮した取り組みを進めて行くことが重要です。

渋谷区では、令和5年4月に「渋谷区環境基本計画2023」及び「渋谷区環境基本計画2023行動計画（第1期）」を策定しました。計画が目指す渋谷区全体の意識改革・行動変容に向け、「くらし」、「みどり・生きもの」、「資源・ごみ」、「エネルギー・温暖化対策」、「意識」の5つの分野について、目標像と令和9年度（2027年度）を目標年度とする数値目標を掲げ、施策を進めているところです。

このような状況の中、渋谷区で暮らし、働き、学び、訪れる人々に環境問題について関心をもってもらい、一人でも多くの人々が新たな環境配慮行動へと繋げていけるよう、区民、事業者の皆様とともに、持続可能な社会の実現に向けて、魅力的で快適な環境都市づくりを目指してまいります。

この冊子は、渋谷区の環境についての現状に加え、「渋谷区環境基本計画2023」及び「渋谷区環境基本計画2023行動計画（第1期）」に基づき実施した令和6年度の活動状況をまとめたものです。環境問題は誰かが解決してくれるのではなく、解決の主役はすべての人であるので、一人ひとりが環境問題について理解と関心を深めていただき、一人でも多くの人々の環境配慮行動へと繋がるきっかけとしてご活用いただければ幸いです。

II 目標の実現に向けた施策体系

分野ごとの目標の実現に向け、区民等、事業者、区が協力して進めていく最も基本となる行動を示す「方針」を掲げ、それぞれの方針に沿って施策の方向と施策を示しています。

計画が目指す
渋谷区の姿

変えよう意識を、
動かそう今すぐ
みんなのために、
自分のために

持続可能な社会とカーボンニュートラルの実現に向け、
一人ひとりが意識を変え、行動するまちへ

分野	目標	方針
くらし	世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまち	1-1 安心して暮らせるまちをつくる 1-2 快適に過ごせるまちをつくる
みどり・生きもの	小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまち	2-1 みどりと生きものを育む 2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する
資源・ごみ	可燃ごみの焼却から脱却し、ごみとなるものを生み出さないまち	3-1 ごみとなるものを減らす 3-2 適正に処理する
エネルギー・温暖化対策	カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギーの効率的な利用と脱炭素化を一丸となって進めるまち	4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める 4-2 建物・まちの脱炭素化を進める 4-3 気候変動による影響に適応する
意識	環境のために一人ひとりが意識を変え、「賢い選択」によって、大きな力を生み出すまち	5-1 意識を変える 5-2 行動を促す

施策の方向

主な施策

リーディングプロジェクト

★：リーディングプロジェクトを設定する重点施策

1-1-1 生活環境の保全	大気環境の監視・測定、自動車騒音の監視 等
1-2-1 喫煙ルールの徹底	喫煙ルールの徹底★ 等
1-2-2 落書きやシール貼等への対策の推進	落書き防止活動・シール除去作業等の実施★ 等
1-2-3 人にやさしいきれいなまちづくり	人にやさしいまちづくりの推進 等
2-1-1 みどりと生物多様性の保全	緑道の整備、天然芝生化の推進★ 等
2-2-1 みどりの創出	多様な緑化による「見えるみどり」の創出、「小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト」の推進★ 等
2-2-2 みどりの啓発	ふれあい植物センターの拠点化 等
3-1-1 食品ロスの削減	食品ロスに関する普及啓発★、食品リサイクルの推進 等
3-1-2 リデュース・リユースを軸とした3Rの推進	リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革★、集団回収・拠点回収の充実・拡大 等
3-1-3 事業者ごみ対策の推進	事業者への意識啓発・指導の徹底 等
3-2-1 適正処理の推進	分別・排出の徹底 等
4-1-1 気候危機意識の共有	気候変動適応に関する普及啓発、若者の意識醸成 等
4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化	創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進★ 等
4-1-3 移動の脱炭素化	自転車利用の促進、ZEVの導入促進 等
4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化	住宅、事業所のZEH・ZEB化等の促進、区有施設の脱炭素化★
4-2-2 都市の脱炭素化	開発事業における環境配慮の促進 等
4-3-1 風水害への対策	都市型水害への対策、防災情報の共有・普及啓発 等
4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策	暑熱環境の緩和対策★、ヒートアイランド現象等に関する普及啓発
4-3-3 熱中症・感染症対策	熱中症対策の推進、感染症に関する普及啓発
5-1-1 情報発信・広報	環境情報の提供、環境に関する普及啓発の推進★ 等
5-1-2 環境学習・環境教育の推進	環境イベント・環境講座の実施 等
5-2-1 行動と協働の促進	情報交換・情報共有の場づくり★ 等
5-2-2 区役所の率先行動	区施設における再生可能エネルギー等の導入促進 等

渋谷クリーンプロジェクト

- 落書き消去グループの活動支援
- 民間と連携した公衆喫煙所の整備推進

みどりの渋谷プロジェクト

- 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト
- 校庭の天然芝生化

渋谷むだなしプロジェクト

- “シブラン”三ツ星レストラン
- 容器包装類削減アクション

渋谷クールプロジェクト

- 地産再生可能エネルギーの区消推進
- クールスポットネットワークの整備

サステナブル渋谷プロジェクト

- 渋谷サステナブル・アワード
- シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

Ⅲ 計画の構成と進捗状況の評価方法等

1 計画の位置づけ

渋谷区環境基本計画2023【行動計画】(第1期)は、渋谷区環境基本計画2023に掲げる環境施策等を進めていくための具体的な事業の実施内容と、区民等・事業者・区の環境保全に向けた行動の指針を示すものであり、概ね3年ごとに作成・見直しを行う実行計画となるものです。

2 計画の構成

渋谷区環境基本計画2023数値目標、リーディングプロジェクト、区の実施計画の以上3つで構成されます。

3 計画の運用

渋谷区環境基本計画2023に示した施策を着実に実行していくため、次の方法により毎年度、各施策に基づく事業の実施状況の点検、評価と改善を図ります。

- ①リーディングプロジェクトに進行管理指標を設定し、取り組みの実施状況を毎年度、点検します。
- ②各施策の具体的な取り組みに記載した各年度の内容について、実施状況を毎年度、点検します。

4 評価方法

- ① 令和6年度の行動計画の実施状況、進捗状況を評価し、表中に記載した。
- ② 評価基準

計画どおり実施できた	A
一部実施できた	B
進捗がなかった	C
事業終了	D
その他	E

<次ページ以降 各分野の施策と進捗状況の見方>

1-1-1 生活環境の保全

①大気環境の監視・測定

大気汚染の常時測定

区内の大気汚染状況を監視するため、区内3か所に測定局を設け、常時測定を行っています。

●局別測定項目一覧

局名	測定場所	大気汚染				気象	
		NO	NO ₂	Ox	SPM	風向 風速	気温 湿度
本町	児童青少年センター フレンズ本町	○	○	○	○	○	○
北参道 ※R6.3.31 廃止	千駄ヶ谷出張所	○	○		○	○	
副都心中央	国道246号施設	○	○		○		

施策の方向

施策名

施策の内容、進捗状況など

IV 各分野の施策と進捗状況

1 くらし

(1) 目標

世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまち

(2) 数値目標と現状値

令和9(2027)年度の目標値		現状値
◆大気汚染物質の環境基準	全地点達成	二酸化窒素 2/2全地点達成 オキシダント 0/1地点達成 (令和6(2024)年度)
◆自動車騒音の環境基準	全地点達成	2/5地点達成(令和6(2024)年度)
◆区内の落書き消去 美化指数の向上(重点地区内の落書き密集地の美化指数平均)	90%以上	93.2%(令和6(2024)年)

(3) 方針

1-1 安心して暮らせるまちをつくる

区民等・事業者・区が協力して、大気汚染や騒音、振動、悪臭等への対策を進め、きれいな空気と静けさに包まれ、安心して暮らせる生活環境を確保します。

1-2 快適に過ごせるまちをつくる

区民、事業者だけでなく、区内で学び、働く人々、買い物などに訪れる人々を含むすべての人々が協力して、落書きやごみ、たばこの吸い殻等のポイ捨てがなく、快適に過ごせるまちをつくります。

(4) リーディングプロジェクト

世界中から訪れる人々に誇れる快適で美しいまちの実現に向け、商業・業務地域において大きな課題となっている落書き対策、喫煙対策を重点的に進めていくため、「落書き防止活動、シール除去作業等の実施」、「喫煙ルールの徹底」を「くらし」分野における重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

「くらし」分野のリーディングプロジェクト

<渋谷クリーンプロジェクト>

- 落書き消去グループの活動支援
- 民間と連携した公衆喫煙所の整備推進

① らくがき消去サポーター事業、落書き消去支援事業

区民、事業者、学生等と協力して落書きを消す活動を展開します。また、地域や事業者と協力して、落書きをしにくいまちづくりを展開します。

◆取り組み概要

- ボランティア清掃活動のスキームを応用し、ボランティアで落書き消しを行いたい個人またはグループを募集し、公共物や準公共物をターゲットに落書き消去活動を実施する。
- 擁壁、公共施設の塀等、落書きされてしまっている場所は、所有者に落書き消去を促し、その都度消去することで落書きを抑止する。

◆進捗状況・評価

[担当:環境整備課]

取り組み内容	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
啓発講座の実施	継続	継続	A
落書き通報の仕組みの構築	運用	運用	A
落書き通報件数	250件	433件	
落書き消去サポーター団体数	20団体	38団体	A

② 民間と連携した公衆喫煙所の整備推進

路上喫煙を防止し、吸う人・吸わない人が共存し、吸い殻のポイ捨てのないまちをつかっていくため、たばこの製造・販売事業者、店舗等と協力して、公衆喫煙所を整備する仕組みづくりを進めます。

◆取り組み概要

- 区設置の喫煙所を整備するとともに、渋谷区公衆喫煙所設置費等助成制度を活用して、公衆喫煙所を増設し、路上喫煙の抑制を図る。
- 喫煙所の整備・運営に、たばこ製造事業者、民間団体等の協働を推進し、協働事業者には喫煙所を社会貢献の場として活用できるよう支援することで、民間主導の喫煙所の増設を図る。
- 渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例により、建物の延べ面積が1万㎡を超える建築物を建築する際等、喫煙施設の設置を義務付けているため、本条例を適正に運用し、喫煙所の増設を図る。

◆進捗状況・評価

[担当:環境整備課]

取り組み内容	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
民間と連携した公衆喫煙所の整備推進	設置	設置	B
公衆喫煙所設置費等助成件数	3件	2件	

(5) 施策と評価

1-1 安心して暮らせるまちをつくる

1-1-1 生活環境の保全

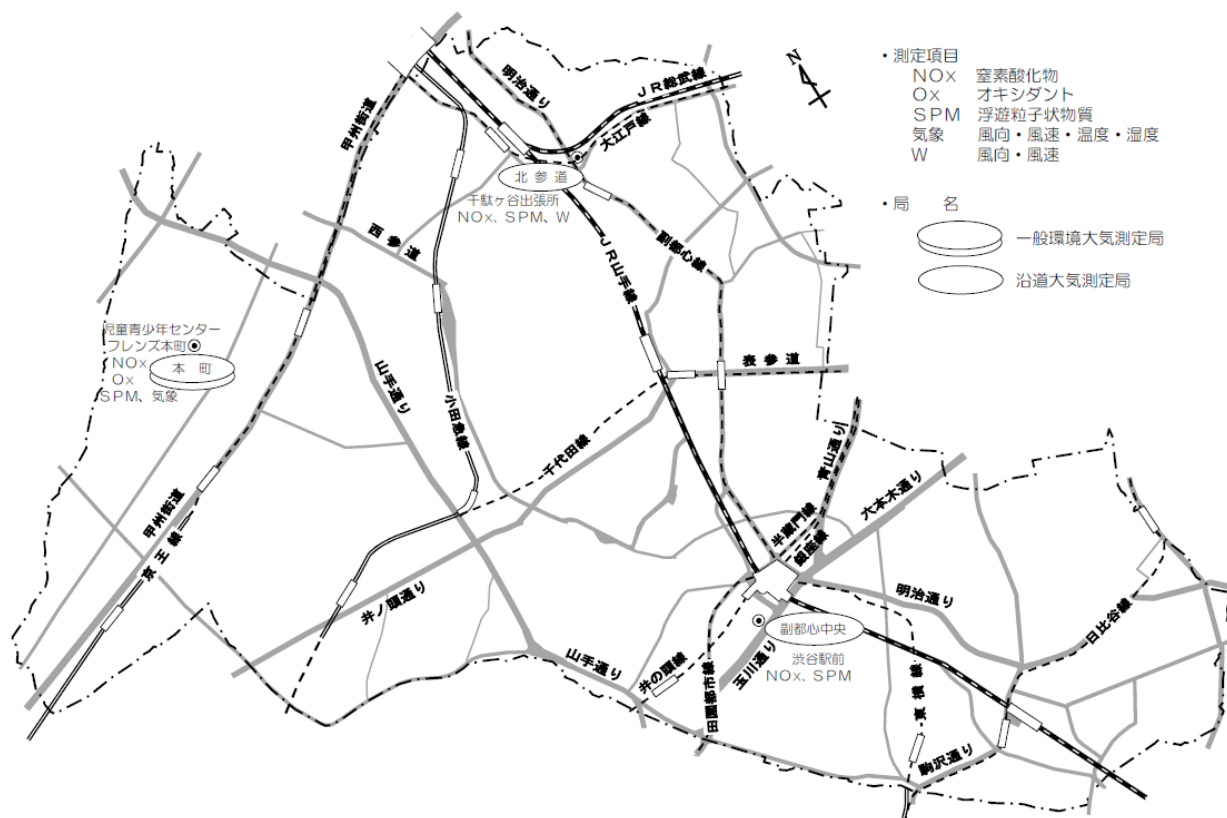
① 大気環境の監視・測定

大気汚染の常時測定

区内の大気汚染状況を監視するため、区内3か所に測定局を設け、常時測定を行っています。

● 局別測定項目一覧

局名	測定場所	大気汚染				気象	
		NO	NO ₂	Ox	SPM	風向 風速	気温 湿度
本町	児童青少年センター フレンズ本町	○	○	○	○	○	○
北参道 ※R6.3.31 廃止	千駄ヶ谷出張所	○	○		○	○	
副都心中央	国道246号施設	○	○		○		



●環境基準

環境基準とは環境基本法第16条の規定にもとづき、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準で、規制の基準ではなく、「行政上の目標」となる基準です。

●主な大気汚染物質と環境基準

二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内または、それ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

短期的評価

1日平均値、8時間値、または各1時間値を環境基準と比較します。

長期的評価

浮遊粒子状物質については、年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外したあとの最高値(2%除外値)を環境基準と比較します。

二酸化窒素については、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を比較します。



大気測定局

●調査結果

二酸化窒素 (NO₂)

年度	測定局	有効測定日数 (日)	平均値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	日平均値が 0.06ppm を超えた日数 (日)	日平均値 年間98%値 (ppm)	環境基準の長期 的評価(日平均値 が0.06ppm)を 超えた日数 (日)
令和5	本町	364	0.012	0.074	0	0.032	0
	北参道	358	0.016	0.083	0	0.038	0
	副都心中央	364	0.021	0.082	0	0.040	0
令和6	本町	365	0.011	0.070	0	0.029	0
	副都心中央	362	0.022	0.080	0	0.038	0

令和6年度の評価

環境基準値を超えた日はありません。

浮遊粒子状物質 (SPM)

年度	測定局	有効測定日数 (日)	年平均値 (mg/m ³)	1時間値の最高値 (mg/m ³)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数 (時間)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数 (日)	日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	環境基準の長期的評価(日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数) (日)
令和5	本町	363	0.013	0.051	0	0	0.027	0
	北参道	364	0.014	0.138	0	0	0.032	0
	副都心中央	364	0.016	0.083	0	0	0.030	0
令和6	本町	355	0.013	0.099	0	0	0.033	0
	副都心中央	363	0.016	0.082	0	0	0.035	0

令和6年度の評価

環境基準値を超えた日はありません。

オキシダント

年度	測定局	昼間測定日数	昼間の1時間値の平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の平均値
		(日)	(ppm)	(日)	(日)	(ppm)	(ppm)
令和5	本町	366	0.034	72	1	0.125	0.049
令和6	本町	365	0.037	99	5	0.151	0.053

令和6年度の評価

本町測定局(児童青少年センター)は99日、環境基準値を超える日がありました。

光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、自動車や工場の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が紫外線を受けて複雑な化学反応をおこし、酸化性の強いオキシダントに変わり空中を漂うことによって発生します。

光化学スモッグの被害に遭うと、目がチカチカしたり、のどが痛んだりなどの症状がでます。すぐに目を洗い、うがいをするなどの応急処置をしましょう。応急処置が終わったら、地域保健課地域医療係公害保健担当(☎03-3463-2433)に、症状などを連絡してください。

光化学スモッグの注意報、学校情報については、東京都が発令すると同時にFAXを送信する一斉通報システムを使い通報しています。通報先は、区内の公立・私立の小中学校、高等学校、幼稚園、保育園及び公共施設で、令和7年3月現在198か所です。

●光化学スモッグ注意報発令件数 区南部(渋谷区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区)

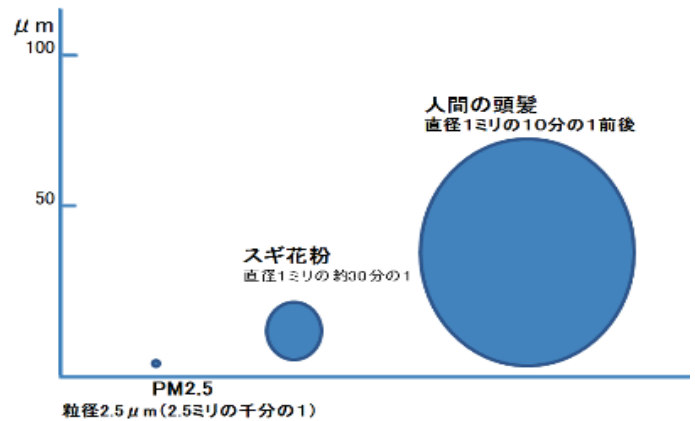
年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
発生回数	7	1	3	3	5	5	1	4	2	6

微小粒子状物質 (PM2.5) について

微小粒子状物質 (PM2.5) とは

微小粒子状物質 (PM2.5) は、大気中に漂う粒径 $2.5 \mu\text{m}$ * 以下の粒子状物質です。呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

* μm : マイクロメートル (1ミリの千分の1)



環境基準

環境省が、環境基本法第16条第1項に基づいて「人の健康の保護および生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準」として、以下のとおり環境基準を定めています。

環境基準値：1年平均値 $15 \mu\text{g}^*/\text{m}^3$ 以下、かつ1日平均 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

※ μg ：マイクログラム(1グラムの百万分の1)

注意喚起のための暫定的な指針

環境省では、平成25年2月13日に大気汚染及び健康影響の専門家による「PM2.5に関する専門家会合」の第1回を開催しました。その後、平成25年2月27日に開催された第3回専門家会合において専門家会合報告が取りまとめられ、注意喚起のための暫定的な指針が示されました。

その後、平成25年前半の実績等を踏まえた第5回専門家会合における運用に関する改善策を経て、平成26年10月29日に開催された第6回専門家会合において、運用に関する改善策が取りまとめられ、同年11月28日に運用に関する第2次の改善策が示されました。

注意喚起のための暫定的な指針

レベル	暫定的な指針となる値	行動の目安	注意喚起に用いる値※3	
			午前中の早めの時間帯での判断	午後からの活動に備えた判断
	日平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		5時～7時	5時～12時
II	70超	不要不急の外出や屋外での激しい運動をできるだけ減らす。 (高感受性者※2においては、体調に応じて、より慎重に行動することが望まれる。)	85超	80超
I	70以下	特に行動を制約する必要はないが、高感受性者は、健康への影響がみられることがあるため、体調の変化に注意する。	85以下	80以下
環境基準	35以下※1		1時間値($\mu\text{g}/\text{m}^3$)※3	

※1 PM2.5に係る環境基準の短期基準は日平均 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、日平均の年間98パーセンタイル値で評価

※2 高感受性者は、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等

※3 暫定的な指針となる値である日平均を一日のなるべく早い時間に判断するための値

●微小粒子状物質(PM2.5)の測定結果

令和5年度月平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 測定期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日

年	月	渋谷区宇田川局	全局(47局)	区部(28局)	多摩部(19局)
令和5	4	11.7	11.2	11.6	10.5
	5	11.2	9.5	9.7	9.0
	6	11.8	10.6	10.8	10.3
	7	11.7	11.1	11.0	11.1
	8	8.5	7.6	8.0	7.1
	9	7.8	7.3	7.2	7.4
	10	8.3	7.2	7.5	6.8
	11	12.4	9.8	10.5	8.8
	12	11.2	9.6	10.7	8.1
令和6	1	9.0	7.3	8.6	5.7
	2	12.5	6.7	7.4	5.6
	3	10.6	9.3	10.1	8.1
平均値		10.5	8.9	9.4	8.2

令和6年度月平均値($\mu\text{g}/\text{m}^3$) 測定期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日

年	月	渋谷区宇田川局	全局(47局)	区部(28局)	多摩部(19局)
令和6	4	10.5	11.7	12.2	11.1
	5	8.4	8.2	8.4	7.7
	6	8.8	8.5	8.4	8.8
	7	13.8	13.5	13.5	13.6
	8	8.1	8.4	8.3	8.3
	9	7.9	7.5	7.4	7.5
	10	8.1	7.3	7.5	6.9
	11	8.9	7.9	8.4	7.2
	12	7.8	6.6	7.5	5.4
令和7	1	10.2	8.0	9.0	6.7
	2	12.5	7.2	7.6	6.7
	3	10.8	10.9	11.6	9.8
平均値		9.6	8.8	9.2	8.3

注意喚起を促す、一日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超える日はありませんでした。

②自動車騒音の監視

自動車騒音の常時監視

●基準点騒音及び交通量測定結果

騒音規制法第18条(常時監視)に基づく騒音調査を実施しています。

調査の結果は東京都知事を経由して環境大臣に報告され、国道・都道の低騒音舗装敷設の指針値となっています。

また、東京都道路沿道環境対策検討会では、この結果を受けて優先的対策道路区間の選定や各種対策の実施を促進して、道路交通騒音の改善に努めています。

対象道路は、高速道路・国道・都道・4車線以上の区道であり、5年以内の頻度で測定しています。

令和5年度調査結果

測定日 令和6年2月26日～2月27日

地 点	環境基準 (dB)		等価騒音レベル (dB)		交通量(台/日)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	騒音測定側	騒音測定の反対側
一般国道246号(神宮前5-53)	70	65	68	66	19,752	18,750
環状6号線(鉢山町14)			67	66	9,972	9,702
古川橋二子玉川線(広尾5-7)			67	65	11,274	15,006
角筈和泉線(本町1-56)			65	61	4,020	4,902
区道887号(東3-2)			66	64	8,694	6,702

令和6年度調査結果

測定日 令和7年2月5日～2月6日

地 点	環境基準 (dB)		等価騒音レベル (dB)		交通量(台/日)	
	昼間	夜間	昼間	夜間	騒音測定側	騒音測定の反対側
一般国道20号(代々木2-13)	70	65	71	70	28,932	26,730
環状6号線(本町3-33)			68	66	21,336	21,990
芝王子新宿線(千駄ヶ谷3-14)			69	66	15,726	15,924
淀橋渋谷本町線(本町3-14)			62	60	8,940	9,006
区道1045号(神南1-12)			67	63	3,756	3,954

③自動車交通による大気汚染等の発生抑制に向けた取組の推進

●低公害車導入の促進

区内の中小企業の方が、環境に配慮した低公害車・低燃費車を購入する際に必要な資金を低利で借入できるように、金融機関の協力による融資のあっせんを行っています。

●電気・水素自動車の導入

令和6年度末現在、公用車として電気自動車を3台保有しています。また、職員が業務の為に共同で使用する共用車として総務部門の部署で電気自動車を2台、土木部門の部署で電気自動車を1台保有しています。

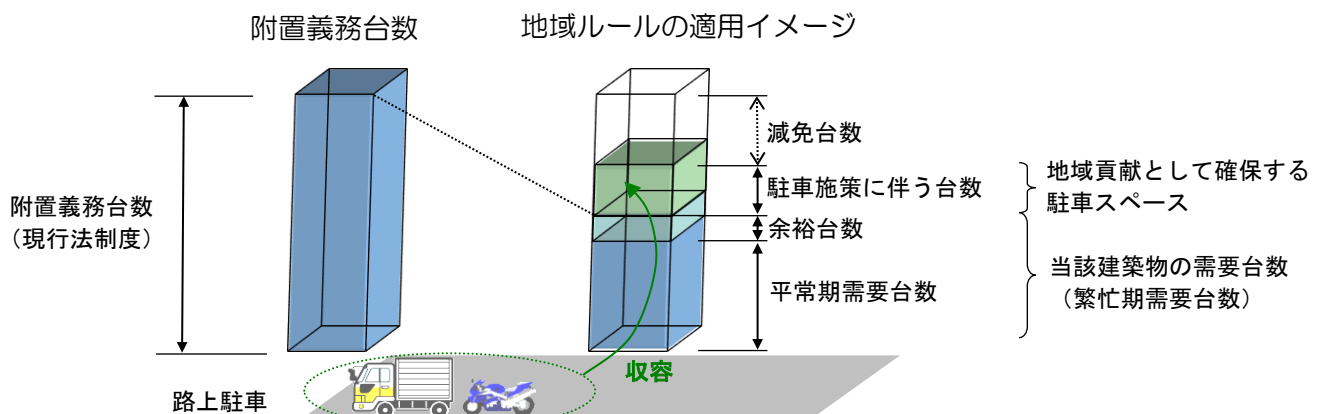
自動車交通に過度に依存しないまちづくり

●渋谷地区駐車場地域ルール

渋谷駅周辺は、公共交通機関が発達しており、自動車での来街が特に少ない地域です。建物の建築の際に東京都駐車場条例に基づいて附置義務駐車場が整備されると、駐車需要を大きく上回る駐車施設が整備されることにより、逆に不要な自動車呼び込むことにもなりかねません。

そこで、地域に適正な量の駐車場を整備するために、平成23年12月に施行した渋谷地区駐車場地域ルールにより、附置義務駐車台数の減免を認め、不要な自動車の流入を抑制することで排ガス等の削減が見込まれます。

実績として、駐車場地域ルールの施行から令和6年度までに合計404台分の附置義務駐車台数が減免されています。



出典: 渋谷地区駐車場地域ルール運用マニュアル

交通渋滞の抑制

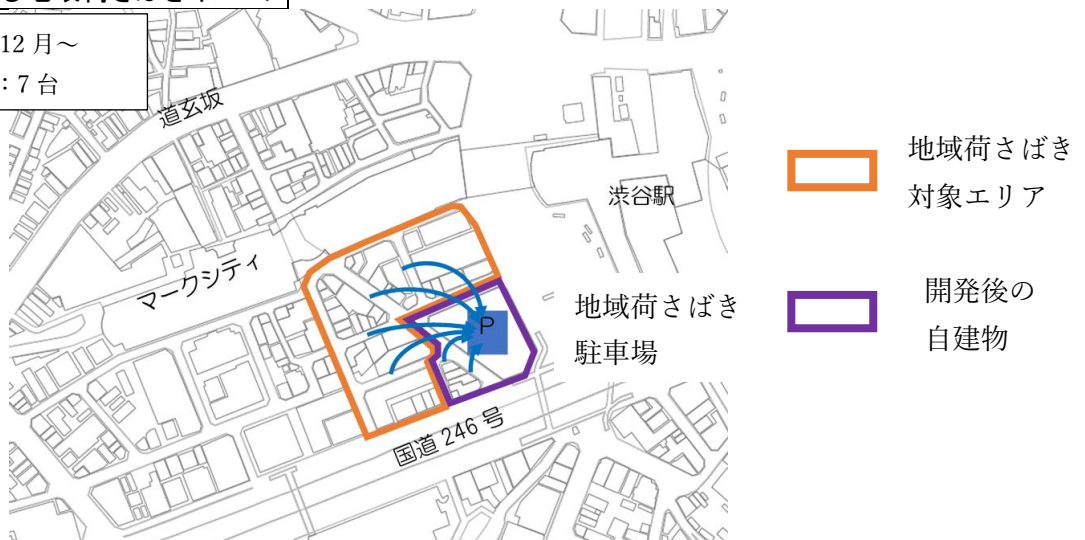
●地域荷捌き駐車場の整備

地域荷さばき駐車場とは、自建物の周辺地域の荷さばきを受け入れる目的で整備されるもので、周辺の路上で行われている荷さばきの削減により、歩行者中心の快適な歩行環境の創出だけでなく、自動車交通の円滑化を図り、渋滞を抑制することで、排ガス等の削減が見込まれます。

実績として、渋谷パルコ、渋谷フクラス及び渋谷アクシュにおいて、「地域荷さばき駐車場」が運用されています。

渋谷フクラスにおける地域荷さばきイメージ

運用時期：令和元年12月～
地域荷さばき駐車場：7台

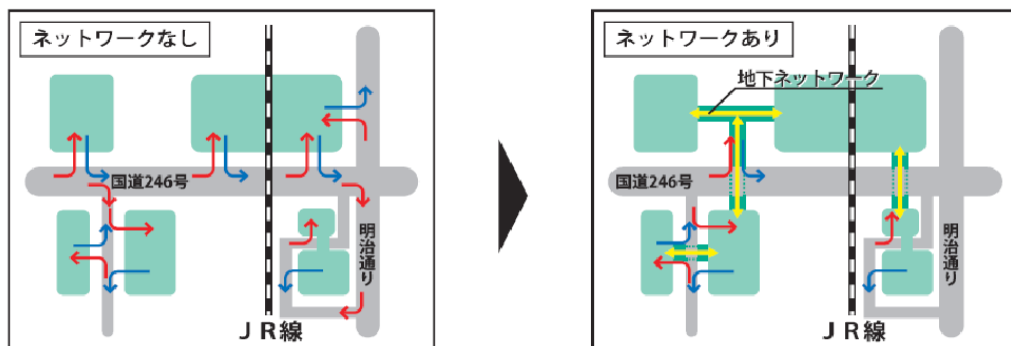


出典：渋谷駅周辺地域交通戦略

●渋谷駅周辺における地下駐車場ネットワークの整備

渋谷駅周辺の開発が連携して、地下駐車場ネットワークを結ぶことにより、駅付近の交差点への負荷の軽減を図り、交通渋滞の抑制により排ガス等の削減が見込まれます。

■駐車場ネットワークのイメージ



駅付近の交差点への交通負荷の軽減（出入口の集約化、左折イン・左折アウト、うろつき車両削減）

※ 駐車場ネットワークの具体的な整備形態や出入口位置、左折イン・左折アウトの動線については、今後、交通管理者等と協議調整を図っていくこととする。

出典：渋谷駅中心地区まちづくり指針2010

④騒音・振動・悪臭の防止等に係る事業所への指導

工場・指定作業場・特定施設

工場

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(以下「環境確保条例」)では、定格出力の合計が2.2キロワット以上の原動機を使用する工場、定格出力の合計が0.75キロワット以上の印刷機等を使用する工場などを条例上の「工場」とし、新設や設備を変更したりする場合には、事前に認可を受けることを義務付けています。

指定作業場

「環境確保条例」では、工場に該当しない事業場等で、公害発生のおそれのある事業場等(20台以上の自動車駐車場・ガソリンスタンドなど32種類)を指定作業場とし、設置あるいは変更する場合には事前に区へ届出をしなければなりません。

区では、工場の認可申請や指定作業場の設置・変更の届出があると、公害防止方法が適切か否か書類審査及び現場調査を行い、公害の未然防止を図っています。

特定施設

騒音規制法と振動規制法では、工場や事業場に設置している機械のうち特に著しい騒音・振動を発生させる機械(送風機・印刷機など)を「特定施設」といい、特定施設を設置する工場、事業場を「特定工場等」といいます。また、これらの特定施設を設置、変更する場合は、30日前までに届け出なければなりません。

●騒音規制法・振動規制法・環境確保条例に基づく届出事業場数

種 別	令和5年度	令和6年度
騒音規制法(特定施設)	283 件	287 件
振動規制法(特定施設)	35 件	34 件
工 場	288 件	290 件
指定作業場	832 件	835 件

特 定 建 設 作 業

建設工事において、著しく騒音・振動を発生させる機械を使用する作業を「特定建設作業」としていません。

騒音規制法・振動規制法では、機械の種類、使用期間などを記入した書類を工事開始の7日前までに届出することを義務付けています。

区では、「特定建設作業」の届出の際に、建設業者に対して、周辺住民に対する工事の事前説明と騒音・振動等の対策を十分に行い、近隣とのトラブルの発生を未然に防ぐよう指導しています。

また、現場調査の結果、「特定建設作業」により基準を超える騒音・振動が発生しているときは、法律に基づき改善勧告などの措置をとることができます。

●特定建設作業の届出件数

関連法規	令和5年度	令和6年度
騒音規制法	414 件	366 件
振動規制法	248 件	259 件

土 壌 汚 染 対 策

土壌は、重要な役割を果たす環境の構成要素です。土壌汚染の原因として、廃棄物の不法投棄、工場・事業場の排水の流出等があげられます。

平成13年10月1日から「環境確保条例」に基づき、有害物質取扱事業者や大規模開発を行う事業者に対し、また、平成15年2月15日からは「土壌汚染対策法」に基づき、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者に対し、土壌汚染に係る調査を義務付けています。

⑤近隣公害に関する相談への対応

生活の中の騒音

エアコン、換気扇、洗濯機やテレビなど、日常生活の身近なところで発生している騒音を生活騒音といいます。生活騒音は、人が活動することによって発生するものであり、これを環境確保条例にある規制基準によって一律に規制することは、日常生活に制限を加えることになり、なじみにくいものと言えます。

生活騒音のトラブル防止のためには、お互いに理解することが必要です。また、そのためには、日頃のご近所とのコミュニケーションが大切です。

●「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める生活騒音に関する騒音の規制基準

(単位: デシベル)

区 域	朝		昼		夕		夜	
	音量	時間	音量	時間	音量	時間	音量	時間
第1種低層住居専用地域	デシベル	午前6時	デシベル	午前8時	デシベル	午後7時	デシベル	午後11時
第2種低層住居専用地域	40	∩	45	∩	40	∩	40	∩
第1種文教地区		午前8時		午後7時		午後11時		翌午前6時
第1種中高層住居専用地域								
第2種中高層住居専用地域								
第1種住居地域	45	同	50	同	45	同	45	同
第2種住居地域								
準住居地域								
近隣商業地域				午前8時		午後8時		
商業地域	55	同	60	∩	55	∩	50	同
準工業地域				午後8時		午後11時		
工業地域								
指定された繁華街	60	同	70	同	60	同	55	同

- (1) 基準の適用は、敷地境界線上です。
- (2) 一般基準(第1・2種低層住居専用地域・第1種文教地区を除く。)のうち学校、保育所、病院等の敷地の周囲おおむね50mの区域内では、5デシベルを減じた基準になります。
- (3) 指定された繁華街: 渋谷区では、宇田川町(22番・23番)、道玄坂二丁目(1番～6番、29番、30番)、道玄坂一丁目(4番)のうち幅員18m以上の道路並びにその境界線から10m以内の区域
- (4) 保育所その他の規則で定める場所において、子供(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)及び子供と共にいる保育者並びにそれらの者と共に遊び、保育等の活動に参加する者が発する次に掲げる音については、この規制基準は、適用しません。
 - ①声②足音、拍手の音その他の動作に伴う音③玩具、遊具、スポーツ用具その他これらに類するものの使用に伴う音④音響機器等の使用に伴う音

公害等に関する苦情

騒音・振動・悪臭などの環境に係る苦情を受け付け、指導により問題の解決にあたっています。

生活様式や居住環境の変化に伴い、苦情の内容も多岐にわたり、規制基準以下のものや規制対象外の苦情も増えています。

●発生源別苦情受付件数

発生源種別	令和5年度	令和6年度
一般	107 件	151 件
飲食店	54 件	80 件
商店・ビル	35 件	28 件
家庭	0 件	0 件
その他	18 件	43 件
建設工事	104 件	150 件
工場・指定作業場	0 件	0 件
計	211 件	301 件

●公害現象別苦情受付件数

現象別	令和5年度	令和6年度
騒音	128 件	214 件
振動	24 件	33 件
悪臭	25 件	24 件
粉じん	22 件	22 件
その他	12 件	8 件
計	211 件	301 件

騒音計・振動計の貸し出し

エアコンや機械などから、どのくらいの音や振動が出ているかなどを知りたい方のために、騒音計・振動計の貸し出しを行っています。

(1回、1週間以内)

問い合わせ先 **環境整備課 公害指導係**

渋谷区宇田川町1-1区役所本庁舎(12階)

電話 03-3463-2750



特定商業施設の立地調整

区では「渋谷区特定商業施設の立地調整に関する条例」により、店舗面積が1,000㎡を超える飲食店等や、200㎡を超える小売店及び300㎡を超える飲食店等のうち深夜営業を行う店舗を「特定商業施設」と定めています。

該当する店舗には、区との事前協議及び出店計画の届出提出を新規出店または変更の5か月前までに実施することと、届出をした日から5か月以内に近隣住民に対する説明会を実施することを義務付けています。

また協議の結果、商業施設の出店により、周辺の地域の生活環境及び商業環境に著しい影響を与える恐れがある場合は、区が改善または是正を図ることができます。

カラス対策

事業目的

3月下旬から7月上旬にかけてはカラスの繁殖期にあたり、樹木や電柱に巣を作ります。この巣で抱卵から雛の子育てを行い、巣に外敵を近づけないようにするため、人に対して激しく鳴いたり、急降下して脅したり、足で蹴ったりして威嚇や攻撃することがあります。このような繁殖期のカラスによる区民などへの威嚇・攻撃の被害に対応するため、巣の撤去(巣の中の雛、卵の捕獲、採取を含む)、巣から落ちた雛の捕獲(自然環境に戻れず、親カラスの威嚇が激しい場合)、巣の所在が判然としない場合の調査の実施によって、区民などの安全を確保します。

事業者委託

- ① 巣の撤去(雛の捕獲、卵の採取のため)
- ② 落ち雛の捕獲(親鳥の威嚇が激しい場合)
- ③ カラスの威嚇があるが、巣・雛の所在が判然としない場合の調査

巣の撤去条件

営巣【雛、卵が中にある場合】の確認ができて、頻繁にカラスの威嚇、攻撃の被害がある場合。

なお、空巣・古巣はごみの扱いなので捨てることができます。捨てる際は、清掃事務所(電話:03-5467-4300)にご連絡ください。

撤去対象

- ① 民有地(ただし、個人住宅・個人の所有地・管理組合のない集合住宅に限る)
- ② 渋谷区の所有地

※ただし、雛が巣から落ちた場合は、親カラスの威嚇・攻撃が激しいため、どの場所でも撤去対象になります。

撤去対象外

- ① 上記「撤去対象」以外の民有地(事業用マンション・アパート・事業所・私立学校等)
- ② 神社・教会等の敷地
- ③ 都道・国道・都営住宅などの他の公官庁の所有地や電柱(東京電力)

巣・雛の調査

同じ場所で威嚇、攻撃の被害があり、巣の所在が判然としない場合

※ 威嚇・攻撃がなく、単に鳴き声がうるさい・群れているなどの状況の場合、調査は行いません。

委託件数

依頼内容	令和5年度	令和6年度
巣の撤去	9	9
雛の捕獲	9	13
調査	8	1
計	26	23

区内にカラスが多い理由

- ① カラスの生息数はエサの量と大きくかかわっているため、渋谷区のように飲食店が多くエサの供給が豊富なところではカラスが多く繁殖しやすい環境であり、被害も多く発生します。
- ② 区内には、木々が繁茂した大きな公園などがあり、カラスや野鳥にとってねぐらに適した環境が整っています。

カラスの繁殖・被害を防ぐ3つの決め手

- ① ごみ出しを適切にする。
- ② 樹木のせん定を適切に行い、巣を作らせないようにする。
- ③ カラスよけネット等を正しく使いごみの出し方に注意する。

～カラスよけネット貸出場所～

貸出場所	住所	電話
清掃事務所	渋谷1-2-17	03-5467-4300
清掃事務所 宇田川分室	宇田川町11-9	03-3462-8313
本町リサイクルセンター	本町1-56-2	03-3372-1020



カラスよけネットは
こちらで貸出をしています。



⑥有害化学物質への対策

渋谷区ダイオキシン問題等審議会

渋谷区では「渋谷区ダイオキシン問題等審議会」を設置しており、ダイオキシン類の排出規制に係る区の方針、規制のあり方及びその影響、ダイオキシン類の環境調査に関することなどを審議することを目的としています。近年は、安全な暮らしに問題のないレベルであるため、令和5年度以降の開催は一時休止とし、重大な事態の発生時のみ開催することとしました。

ダイオキシン類調査

区内の7地点の大気を年2回(夏・冬)、4地点の土壌の調査を行っています。大気は、1回の調査で7日間の連続採取を行い、その平均値を算出しています。

大気の状態はその日の気象により変化します。より平均的な値を測定できる調査へと充実を図りました。

- ※ 「渋谷区ダイオキシン類の排出規制に関する条例」を平成11年10月1日に施行し、ダイオキシン類の排出抑制に大きな成果を上げました。

大気中ダイオキシン類濃度調査



土壌中ダイオキシン類濃度調査

●大気中ダイオキシン類濃度年平均値

(単位pg-TEQ/m³)

年度	渋谷清掃工場	加計塚小学校	神宮前小学校	鳩森小学校	中幡小学校	富谷小学校	猿楽小学校
平成26	0.051	0.034	0.032	0.035	0.031	0.031	0.032
平成27	0.024	0.025	0.027	0.024	0.023	0.023	0.020
平成28	0.022	0.018	0.019	0.019	0.018	0.018	0.018
平成29	0.023	0.018	0.022	0.023	0.023	0.020	0.021
平成30	0.024	0.025	0.027	0.030	0.023	0.021	0.020
令和元	0.023	0.021	0.023	0.021	0.019	0.018	0.018
令和2	0.021	0.021	0.022	0.022	0.018	0.020	0.020
令和3	0.018	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013
令和4	0.016	0.014	0.014	0.015	0.013	0.013	0.018
令和5	0.011	0.0095	0.010	0.0099	0.0096	0.0082	0.0084
令和6	0.014	0.012	0.011	0.013	0.012	0.012	0.012

環境基準:年平均0.6pg-TEQ/m³以下(※7日間連続採取)

●土壌中ダイオキシン類濃度

(単位pg-TEQ/g)

年度	渋谷四丁目	松濤二丁目	広尾四丁目	恵比寿西一丁目
平成26	15	2.1	16	0.10
平成27	16	0.77	20	0.12
平成28	12	0.49	19	0.082
平成29	14	1.8	15	0.14
平成30	12	1.3	23	1.1
令和元	16	0.84	24	0.12
令和2	20	2.1	27	0.12
令和3	12	1.1	25	0.80
令和4	19	0.62	17	0.62
令和5	15	0.16	16	0.29
令和6	—	—	—	—

環境基準:1000pg-TEQ/g以下

ア ス ベ ス ト 対 策

アスベストは、耐火性・断熱性・防音性に優れ、また安価であることから、建築資材として様々な形で使用されてきました。アスベストは、吸い込むことにより深刻な健康被害を引き起こす可能性があるため、アスベストを含む建築資材は、段階的に使用が禁止されてきましたが、アスベストが使用された建築物等は、近年建替えの時期を迎えています。健康被害や環境汚染を未然に防ぐため、アスベストの飛散防止等に関しては法令等により規制されています。

●アスベスト含有吹付け材などの解体工事

建築物の解体等の際にアスベストを含有する建材の除去等を行う時には、大気汚染防止法及び環境確保条例により、14日前までに届け出ることが義務付けられています。

●特定粉じん排出等作業実施届出、石綿飛散防止方法等計画届出件数

関連法規	令和5年度	令和6年度
大気汚染防止法	41件	38件
環境確保条例	40件	37件

「渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例」

区では、建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止の徹底、騒音や振動などによるトラブル防止を図るため、工事内容等の近隣住民への事前周知などを求めています。

●解体工事計画の事前周知に関する届出件数

関連法規	令和5年度	令和6年度
渋谷区建築物の解体工事計画の事前周知に関する条例	303件	322件

大 気 中 ア ス ベ ス ト 調 査

区内の大気中におけるアスベスト濃度の実態を把握するため、区内の交差点および後背地を含む11地点において調査を行っています。

大気中の繊維数は微量で、安全・安心な暮らしに問題ないレベルであることを確認しました。



●大気中アスベスト濃度測定結果

年度	測定場所		アスベスト測定値(繊維数/リットル)
令和 5	笹塚	交差点	0.056未満
		後背地	0.056未満
	初台	交差点	0.056未満
		後背地	0.056未満
	富ヶ谷	交差点	0.056未満
		後背地	0.056
	北参道	交差点	0.056未満
		後背地	0.056未満
	渋谷橋	交差点	0.056
		後背地	0.056未満
渋谷駅前	交差点	0.056未満	
令和 6	笹塚	交差点	0.056
		後背地	0.056未満
	初台	交差点	0.056
		後背地	0.056
	富ヶ谷	交差点	0.056未満
		後背地	0.056
	北参道	交差点	0.056未満
		後背地	0.17
	渋谷橋	交差点	0.056
		後背地	0.11
渋谷駅前	交差点	0.11	



(参考数値)

1 大気汚染防止法によるアスベスト取扱い事業場の敷地境界線におけるアスベスト濃度の基準

.....10[繊維数/リットル]

2 作業環境測定基準による管理濃度(労働安全衛生法第65条の規定に基づくアモサイト・クロシドライト除く)

.....150[繊維数/リットル]

化学物質の適正管理

環境確保条例では、化学物質（ベンゼン、トルエン等59種類）を1年間に100kg以上取り扱う工場や指定作業場の事業者には使用量等の報告書の提出を義務付けています。

●適正管理化学物質の使用量等の報告書届出件数

関連法規	令和5年度	令和6年度
環境確保条例	22件	22件

●有機塩素化合物を使用するクリーニング店への情報提供

有機塩素化合物を使用しているドライクリーニング店は、室内空気汚染による従事者の健康被害や廃液漏洩による環境汚染を防止することが求められます。区では、定期的に施設を訪問し、営業者が適切に自主管理するための情報を提供しています。

1-2 快適に過ごせるまちをつくる

1-2-1 喫煙ルールの徹底

①喫煙ルールの徹底

●渋谷区喫煙ルール

「歩行喫煙はしない」「たばこは決められた場所で吸う」という『渋谷区分煙ルール』を平成15年8月に定め、喫煙者のモラルとマナーの向上を図ってきましたが、平成31年4月の『きれいなまち渋谷をみんなで作る条例』改正に伴い、「屋外の公共の場所では喫煙しない」「たばこは決められた場所のみで吸うことができる」という『渋谷区喫煙ルール』を定めています。

●喫煙ルールに基づく喫煙所の整備

受動喫煙による健康へのリスク等により、屋外型喫煙所から屋内型喫煙所の設置切替の要望が多くなっていることから、令和6年度は新たに屋内型公衆喫煙所を2か所設置しました。

また、平成27年3月に制定した「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」により、大規模建築物の屋内又はその建築物の敷地内に喫煙所の設置を義務付けることで、受動喫煙に配慮された喫煙所を増設し、周辺の路上喫煙所を廃止していく取り組みも継続して進めています。

●分煙対策指導員による喫煙マナー指導

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指導件数	55,561件	59,749件	60,324件

●分煙対策指導員による過料徴収

『渋谷区喫煙ルール』の指導を強化し、道路、公園、広場その他の公共の場所での喫煙に対し、過料を科しています。

	令和5年度	令和6年度
過料処分件数	11,507件	16,846件

②大規模建築物の建築主に対する公共喫煙施設設置の義務付け

●喫煙施設設置届事前相談件数及び設置件数

関連法規

渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例

	令和5年度	令和6年度
事前相談件数	5件	1件
設置件数	2件	3件

③たばこの影響に関する情報の発信

たばこが健康へ及ぼす影響について分かりやすく啓発するためのリーフレットを配布するとともに、区ウェブサイトへも掲載し、広く普及啓発を図っています。

また、毎年5月の世界禁煙デーに合わせ、たばこの健康への影響や禁煙についての記事を区ニュースへ掲載しています。

1-2-2 落書きやシール貼等への対策の推進

①まちの美化に関するマナー・ルールの周知

●ハロウィンごみゼロ大作戦in渋谷実行委員会

ハロウィン期間中における渋谷駅周辺のごみ問題を改善するため、実行委員会を立ち上げ、その対応に取り組んでいます。

- ・ごみステーション(回収ごみの一時保管場所)の設置
- ・ボランティア清掃への支援

②落書き禁止の啓発活動

落書き禁止ポスターの掲示や、チラシ配布、動画配信を行っています。また、落書き発見時の通報システムを令和2年4月から稼働し、落書きに関する情報の収集に取り組んでいます。

③落書き防止活動・シール除去作業等の実施

区民、事業者、学生等と協力して落書きを消去する活動や、人材育成のための講習会を開催しています。また、落書き対策プロジェクトを実施し、落書き対策を進めています。

④まちの美化に関する取組の推進

●きれいなまちづくり推進協議会の運営

区民、事業者そして区及び関係行政機関が一体となって協力してきれいなまちづくりを推進するため、「渋谷区きれいなまちづくり推進協議会」が設置されています。協議会では、下記の3点について協議しています。

- (1)区民及び事業者の自主的活動の総合調整及び総合的な施策の実施に関すること。
- (2)環境美化・浄化推進重点地区の指定、変更及び解除に関すること。
- (3)その他条例の施行について必要と認められる重要事項に関すること。

●きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例

美化運動を充実し、区内全域でさらに発展させるため、渋谷区では「きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例」を平成9年12月に制定しました。また、平成31年4月1日に本条例を一部改正し、区内道路、公園等公共の場所での喫煙を禁止しました。この条例の主旨は、区民と事業者そして区が一体となって、協力してまちをきれいにしていこうとするものです。

【条例での禁止事項】

- ・たばこの吸い殻やごみの投げ捨て
- ・落書き
- ・犬の糞の放置
- ・道路・公園等公共の場所での喫煙

【除去勧告など】

- ・空地の雑草繁茂に対する除去の勧告や命令
- ・路上障害物の除去勧告

●空き地苦情受付件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
苦情受付	16件	15件	26件	26件	33件

●地区美化推進委員会の活動支援

区民の自主的組織として、町会や商店会が中心となって構成される「地区美化推進委員会」が、区内に10団体組織されており、さまざまな環境美化・浄化活動を行っています。

また、「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」に基づき、来街者の多い地域で、吸い殻・空き缶等の散乱が著しく、かつ青少年の健全育成が阻害され、特に環境美化・浄化の改善を図る必要がある駅周辺地区を「環境美化・浄化推進重点地区」として定め、環境美化・浄化の啓発や区民の自主的組織づくりの支援を行っています。

●4. 28渋谷区一斉清掃の日・秋の条例啓発キャンペーンの実施

4月28日は「しゅぶやの日」で「渋谷区一斉清掃の日」です。この日を中心に一定期間、区民、事業者及び区が一体となって清掃活動や環境美化に関する啓発活動を行います。

特に渋谷駅前をはじめとして各重点地区においては、それぞれ一斉清掃のキャンペーン活動を行い、環境美化・浄化活動のPRに努めています。

また、平成10年10月1日から「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」が全面施行となったのを機に、10月、11月を『条例啓発強化月間』として位置づけ、清掃活動などのキャンペーンを行っています。近年は、ハロウィン後の駅前清掃のため、渋谷駅周辺では11月1日に実施しています。



●4. 28渋谷区一斉清掃の日参加人数推移

(人)

各地区美化推進委員会		令和5年度	令和6年度
渋谷地区		98	238
幡ヶ谷・笹塚地区		93	593
原宿地区		512	393
恵比寿・広尾・東地区		280	377
うえはら・とみがや地区		93	131
初台地区		475	340
西原地区		114	168
恵比寿・代官山地区		200	300
本町地区		0	391
千駄ヶ谷地区		180	135
美化推進委員会合計		2,045	3,066
小学校	神南小学校	80	80
	臨川小学校	115	100
	長谷戸小学校	220	0
	広尾小学校	105	40
	猿樂小学校	300	300
	加計塚小学校	0	0
	常磐松小学校	164	140
	幡代小学校	740	740
	上原小学校	492	425
	笹塚小学校	500	234
	西原小学校	630	657
	富谷小学校	568	90
	中幡小学校	440	450
	千駄谷小学校	114	210
	鳩森小学校	51	80
	神宮前小学校	120	120
代々木山谷小学校	122	80	
小学校 小計		4,761	3,746
中学校	広尾中学校	171	132
	鉢山中学校	112	122
	上原中学校	30	0
	代々木中学校	0	0
	原宿外苑中学校	260	0
	笹塚中学校	58	60
	松濤中学校	120	40
中学校 小計		751	354
学園	渋谷本町学園	870	600
小学校・中学校・学園計		6,382	4,700
その他		0	0
総参加人員		8,427	7,766

●ボランティア清掃活動の支援

ボランティアで清掃活動を行おうとする団体に対する支援のため、清掃用具(ゴミ袋、持ち手付きレジ袋、軍手、火挟み)の貸出等の支援を行っています。

●放置自転車等の対策

区内の巡回・パトロールを実施し、月間スケジュールを組んでの警告・撤去活動を行っています。また、電話での陳情に対する、警告や撤去活動も行っています。

1-2-3 人にやさしいきれいなまちづくり

①人にやさしいまちづくりの推進

●渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定及び進捗状況

道路、公園及び公共的な建築物等を整備する際、東京都福祉のまちづくり条例に則り、バリアフリーに配慮したまちづくりを進めてきました。

また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則り、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行い、そのための環境整備として、バリアフリー化の実施に努めています。

渋谷駅周辺地区について、公共交通機関、建築物、道路及び公園等の面的・一体的なバリアフリー化を推進し、今後区内全域のバリアフリーの充実を進めるため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づく、「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定しました。

平成30年3月:「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想」策定(令和7年3月改定)

平成31年3月:「渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想 特定事業計画」策定(令和7年3月改定)

実績

	令和5年度末時点	令和6年度末時点
渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画の進捗状況 (対象区施設:21か所・81事業)	延べ71事業	延べ73事業

②地域に密着した良好な景観形成の推進

区民を主体とした関係者の参加と協働により、変化に富む地形、明治神宮や代々木公園などのみどりの拠点、地域の歴史的な文脈が垣間見られる資産、商業・業務地の個性的な景観、住宅地における潤いややすらぎを基調とした景観など、それぞれに個性のある景観形成を推進します。

(1) 目標

小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまち

(2) 数値目標と現状値

令和9(2027)年度の目標値	現状値※
◆緑被率23%以上・緑視率25%以上の達成	緑被率22.8% 地点別緑視率平均値24.7% (令和4(2022)年度)

※ 出典: 渋谷区みどりの実態調査(令和4(2022)年度)

(3) 方針

2-1 みどりと生きものを育む

これまで蓄積してきたみどりを守り、未来に引き継いでいくとともに、協力して小さなみどりをまちなかで育み、大きなみどりに連なるみどりのネットワークを形成していきます。

2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する

区民等がみどりを身近に感じられる機会を創出しながら、多様な手法によって魅力的で質の高いみどりを創出していきます。

(4) リーディングプロジェクト

小さなみどりがつながり、多様な生きものを育む、みどり豊かなまちの実現に向け、みどりが持つ効果を区民等と共有し、みどりを守り育てる協働の取り組みを促進していくため、「『小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト』の推進」、「天然芝生化の推進」を「みどり・生きもの」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

「みどり・生きもの」分野のリーディングプロジェクト

<みどりの渋谷プロジェクト>

- 小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト
- 校庭の天然芝生化

①小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト

木造住宅密集地域で防災機能の確保が課題となっている本町地区の一部を対象に、地域の防災性向上を図るまちづくりを進めていく中で、地域住民の意見を取り入れながら地域の憩いの場となる小さな空間を整備し、樹木等の植栽を施すことで、地域の防災機能の強化を図りつつ、みどりの創出を推進します。

◆取り組み概要

- 公有地タイプ: 本町二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目を対象に、防災性向上に向けたまちづくりの中で、植栽空間を確保し、公園として整備する。
- 民有地タイプ: 本町二丁目、四丁目、五丁目、六丁目及び緑視率が低く公園が不足する地区を対象に、苗木配布を通じて、樹木(木×3本=森)を育成する。
- 苗木は、東京都苗木生産供給事業を通じて入手する(区負担ゼロ)。

◆進捗状況・評価

[担当: 木密・耐震整備課、公園課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
小さな森・ポケットパーク整備の実施 ポケットパークの見える化(プレート表示等)	整備・見える化の実施 継続	未実施	C
空間の整備	1か所	0か所	
みどりの配置	整備に合わせた実施の 継続	未実施	

②校庭の天然芝生化

校庭の天然芝生を適切に維持管理することで、子どもたちが日々の活動の中でみどりとふれあい、育む機会を増やしていくとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与していきます。また、区民をはじめとする地域と連携して、芝生の管理運営を行う仕組みづくりを進めます。

◆取り組み概要

- 地域住民、学校、子どもが協力して区立小中学校の校庭芝生の維持管理を行う体制をつくる。
- 区は、必要に応じて維持管理に必要なノウハウを持つ専門家や、管理活動をサポートする企業等をコーディネートする。

◆進捗状況・評価

[担当: 学務課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
校庭の天然芝生の維持管理	継続	継続	A
天然芝生化実施延べ件数	3件	3件	

(5) 施策と評価

2-1 みどりと生きものを育む

2-1-1 みどりと生物多様性の保全

① 緑道の整備

ササハタハツ(笹塚駅・幡ヶ谷駅・初台駅周辺)地区のまちづくりの一環として、代々木三丁目から笹塚一丁目へ続く玉川上水旧水路緑道(代々木緑道・初台緑道・西原緑道・幡ヶ谷緑道・大山緑道・笹塚緑道)の再整備を推進しています。



② 保存樹木等の指定

● 緑の保護

「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づく保存樹木・樹林の指定等により、崖地等に残る樹林地、みどり豊かな住宅地や社寺の大径木等、現存するみどりを区民等と協力して保全します。

	令和5年度	令和6年度
保存樹木	401本	400本
保存樹林	17か所	17か所

③ 自主管理花壇の促進

● 公園の花壇を自主的に管理し、植栽管理、清掃等の公園維持管理を行います。

	令和5年度	令和6年度
団体数	42団体	41団体
公園数	35公園(45か所)	34公園(44か所)

④ 天然芝生化の推進

● 公園内を天然芝生化することにより、照り返しによるヒートアイランド現象を抑制し、緑と触れ合う機会を増進します。

	令和5年度	令和6年度
天然芝生化実施延べ公園数	13公園	13公園
総芝面積	5,728㎡	5,728㎡

●校庭の天然芝生化

「校庭の天然芝生化」を長谷戸小学校(平成28年度)、鳩森小学校(令和元年度)、千駄谷小学校(令和4年度)の3校で実施し、維持管理を継続しています。



長谷戸小学校



鳩森小学校



千駄谷小学校

⑤生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組の推進

●生きものの生息・生育環境となる質の高いみどりを官民の取組により増やし、つなげていくことを目標とし、区立公園において、野鳥や昆虫の餌となる花や実のなる草木の植栽、公園内の池の水質改善や外来生物の駆除等、生きものの生息に配慮した維持管理を進めています。また、地球全体の生物多様性の保全と持続可能な利用を支えていくため、生物多様性の保全に配慮して生産されたことを示す認証製品の使用を区民等及び事業者呼びかけていきます。

●再生可能エネルギーや高効率設備を積極的に導入するとともに、「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づいて、木材利用を進め、二酸化炭素の排出抑制、建築物等における炭素固定量の拡大等、地球温暖化防止に向け、環境に配慮した施設整備を図っています。

2-2 魅力的で質の高いみどりを創出する

2-2-1 みどりの創出

①多様な緑化による「見えるみどり」の創出

区では現在、大規模な緑地を核に、街路樹や中小規模の公園、住宅の庭などの緑がつながるまちをめざし、既存の樹木・樹林の保全と屋上や壁面等の新たな緑の創出により、「緑の中に見え隠れするまち」づくりと「緑のネットワーク」づくりの取り組みを進めています。

渋谷区にある大規模な緑地は、区民の生活環境や昼間区民の職場環境等を向上させています。これらの優れた緑の資源を一層充実させ、次世代に継承することが大切です。



主要な課題

- I 優れた緑の資源の活用と将来への継承
- II 細やかな緑の創出による都市環境の改善
- III 新たな時代動向への対応
- IV 参加型社会への対応

将来像と計画の目標

- 自然のネットワークとしての緑
- きめ細やかに育てた緑
- 区民の活動の舞台となる緑

個別目標とその展開

- 1 計画的な緑づくりの推進
 - － 緑の量を確保し緑のネットワークを形成しよう －
- 2 緑の保全・育成
 - － 緑の財産を大切に受け継ごう －
- 3 新しい緑の創出
 - － 緑のなかに見え隠れするまちにしよう －
- 4 緑をめぐるネットワークづくり
 - － 参加、共有、協働から区民が主役の緑をはぐくもう －

●緑の育成・緑の普及啓発

	令和5年度	令和6年度
くみんの広場での苗木配布	500本	1000本

②「小さな森プロジェクト・ポケットパークプロジェクト」の推進

防災機能の確保が課題となっている木造住宅密集地域に対して、地域の防災機能強化を図りつつ、みどりの創出を推進していきます。

③公共施設の緑化推進

渋谷区みどりの確保に関する条例に沿って、渋谷区の公共施設も緑化推進を図っています。今後も公共施設の新築、増改築にあわせて引き続き、緑化を推進していきます。

④民間活力を活かした公園・緑地等の整備・管理運営の推進

民間の開発事業等と連携して、地域の魅力とにぎわいを向上させる核となる公園・オープンスペースの確保、活用を進めます。

●「渋谷区みどりの確保に関する条例」の策定（平成13年4月改正条例施行）

「渋谷区みどりの確保に関する条例」に基づき、300㎡以上の土地において、建築物の新築、改築および増築を行う場合に、緑化計画書の届出を義務付け、壁面緑化・屋上緑化等を推進しています。

緑化すべき面積(①+②)

$$\text{① 地上部} = (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2 \text{ 以上} + \text{② 屋上部} = (\text{建築面積} \times 0.2 \text{ 以上})$$

- * 敷地面積が5,000㎡以上の場合、0.25以上
- * 総合設計制度などを用いた場合は、緑化率は別基準となります。

●緑化計画提出件数と計画面積

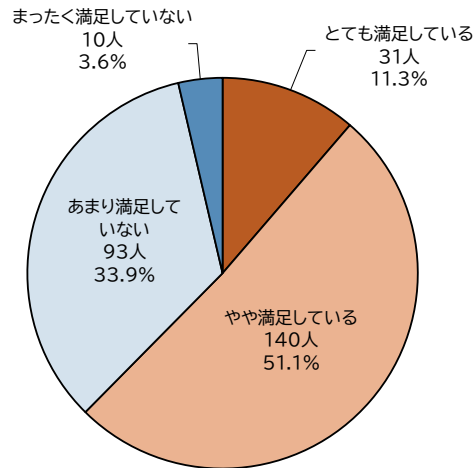
年度	受付件数 ()内は屋上	敷地面積 (㎡)	緑化面積 (㎡)	屋上面積 (建築面積) (㎡)	屋上緑化面積 (㎡)
令和5	65件(51件)	86,662	23,883	57,548	16,359
令和6	66件(57件)	78,590	17,134	43,694	11,505

⑤道路等の都市施設における緑化推進

道路予定地等の未利用地において、暫定的に緑化が可能な箇所が発生した場合、周囲も含めた土地利用状況等を勘察して実施しています。

⑥みどりの満足度及び緑被率・緑視率の評価

令和4年度に実施されたみどりの満足度調査によると、区の「みどり」に関する満足度については、回答者の半数以上から満足しているとの回答が得られました。現在の緑被率を維持しつつ、区の施策の認知度を高めるとともに、様々な情報発信を行い、区民が参加・協力しやすい体制を推進します。



みどりの基本計画

平成28年7月に策定した「渋谷区みどりの整備方針」が示した方向性を継承しつつ、その後の国や都の施策、区内のまちづくりの動向及び施策の進捗、みどりの現況と課題を踏まえ、みどりの保全・創出・共創と、生物多様性の保全を一体のものとして進めていく「渋谷区みどりの基本計画」を令和6年4月に改定しました。

「渋谷区みどりの基本計画」では、「みどり・生きもの・人がつながるまち しぶや」を将来像として掲げ、区内各地域の特性に応じて、みどりの量と満足度の向上を図り、令和9年度までの数値目標の達成を目指すとともに、令和15年度に向け更なる高みを目指します。まちの形成過程で蓄積されてきたみどりを大切にしつつ、活発なまちづくりを通じて新たに創出するみどり、再生するみどりの質を高め、つないでいくことで、潤いある暮らし、生きものの生息・生育環境、にぎわいが調和したまちを、みどりを拠点に広げていきます。

現在、確認できている緑被率は、令和4年度に実施した渋谷区みどりの実態調査によるものです。令和4年6月にデジタル航空写真撮影を行い、6月19日に撮影された航空写真画像から緑被地を画像処理による自動抽出と目視により判読し、地理情報システムソフトウェアによって求積することで緑被率を調査しました。また、抽出する緑被地の大きさは1m²以上としました。

その結果、緑被地総面積は344.1ha、緑被率は22.8%となっています。

緑被率調査結果の推移

年度	手法	緑被率
平成25	デジタル航空写真分析	21.3%
令和4		22.8%



現況緑被率と過年度調査の比較

●現況緑被率と過年度調査の比較

緑被率

上段:ha 下段:%

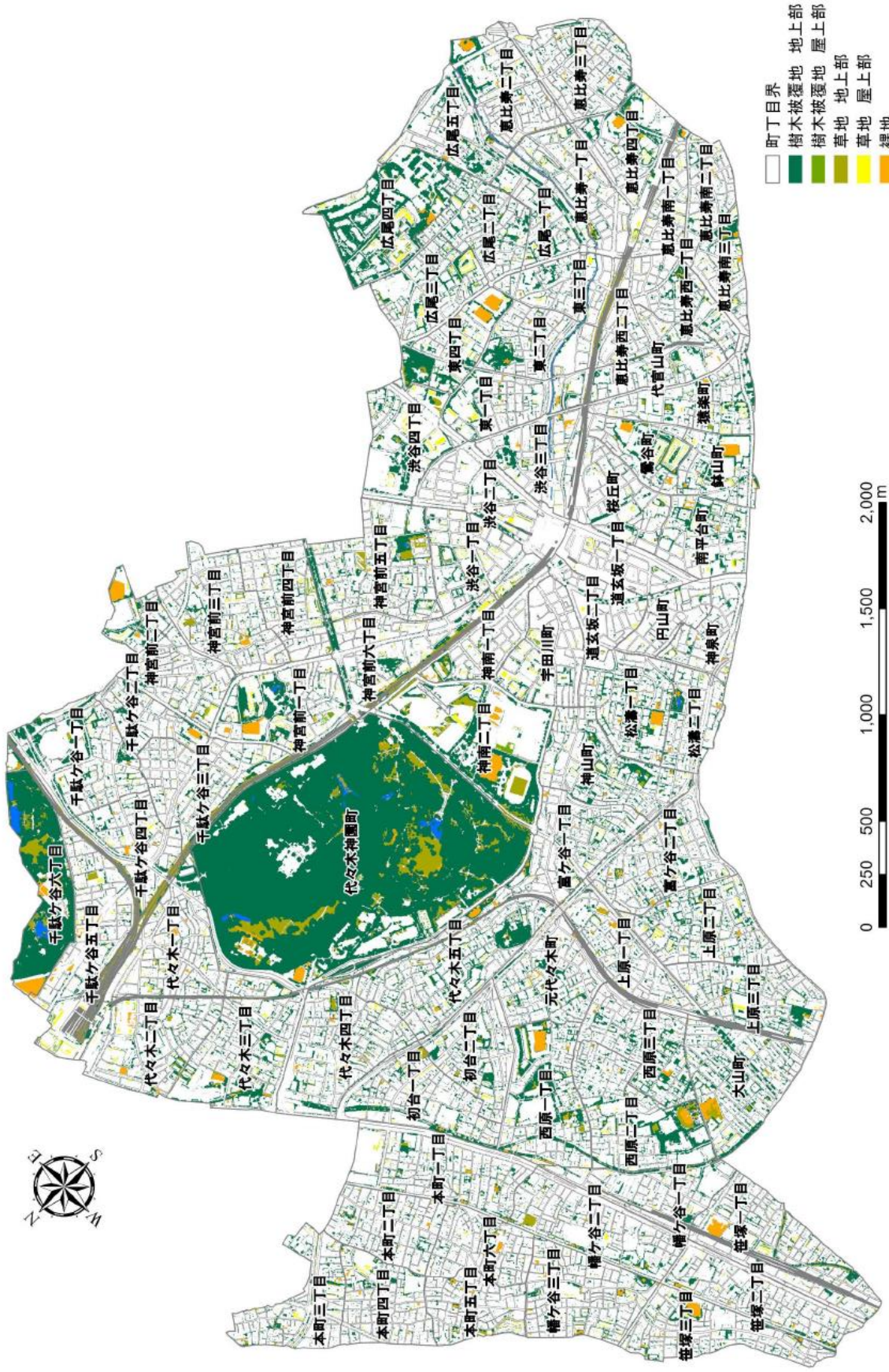
年度	構造物被覆地以外						構造物被覆地	総計
	緑被地			裸地	水面	合計		
	樹木被覆地	草地	計					
平成10	280.0	38.1	318.1	26.6	3.6	348.3	1162.9	1511.2
	18.5	2.5	21.1	1.8	0.2	23.1	76.9	100.0
平成15	273.5	37.5	311.0	24.2	3.6	338.8	1172.4	1511.2
	18.1	2.5	20.6	1.6	0.2	22.4	77.6	100.0
平成25	283.8	38.8	322.5	14.5	3.4	340.4	1170.8	1511.2
	18.8	2.6	21.3	1.0	0.2	22.5	77.5	100.0
令和4	305.2	38.9	344.1	16.7	3.2	364.0	1147.1	1511.2
	20.2	2.6	22.8	1.1	0.2	24.1	75.9	100.0

注: 小数点以下の数値について、四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

緑被率の推移(令和4年度の緑被率から対比年度の緑被率を減じた数値) 上段:ha 下段:ポイント

対比年度	構造物被覆地以外						構造物被覆地
	緑被地			裸地	水面	合計	
	樹木被覆地	草地	計				
平成10	25.2	0.9	26.0	▲ 9.9	▲ 0.5	15.7	▲ 15.8
	1.7	0.1	1.7	▲ 0.7	0.0	1.0	▲ 1.0
平成15	31.7	1.4	33.1	▲ 7.4	▲ 0.5	25.2	▲ 25.3
	2.1	0.1	2.2	▲ 0.5	0.0	1.7	▲ 1.7
平成25	21.4	0.2	21.6	2.3	▲ 0.2	23.7	▲ 23.7
	1.4	0.0	1.4	0.2	0.0	1.6	▲ 1.6

注: 小数点以下の数値について、四捨五入の関係で差引増減及び合計が合わない場合があります



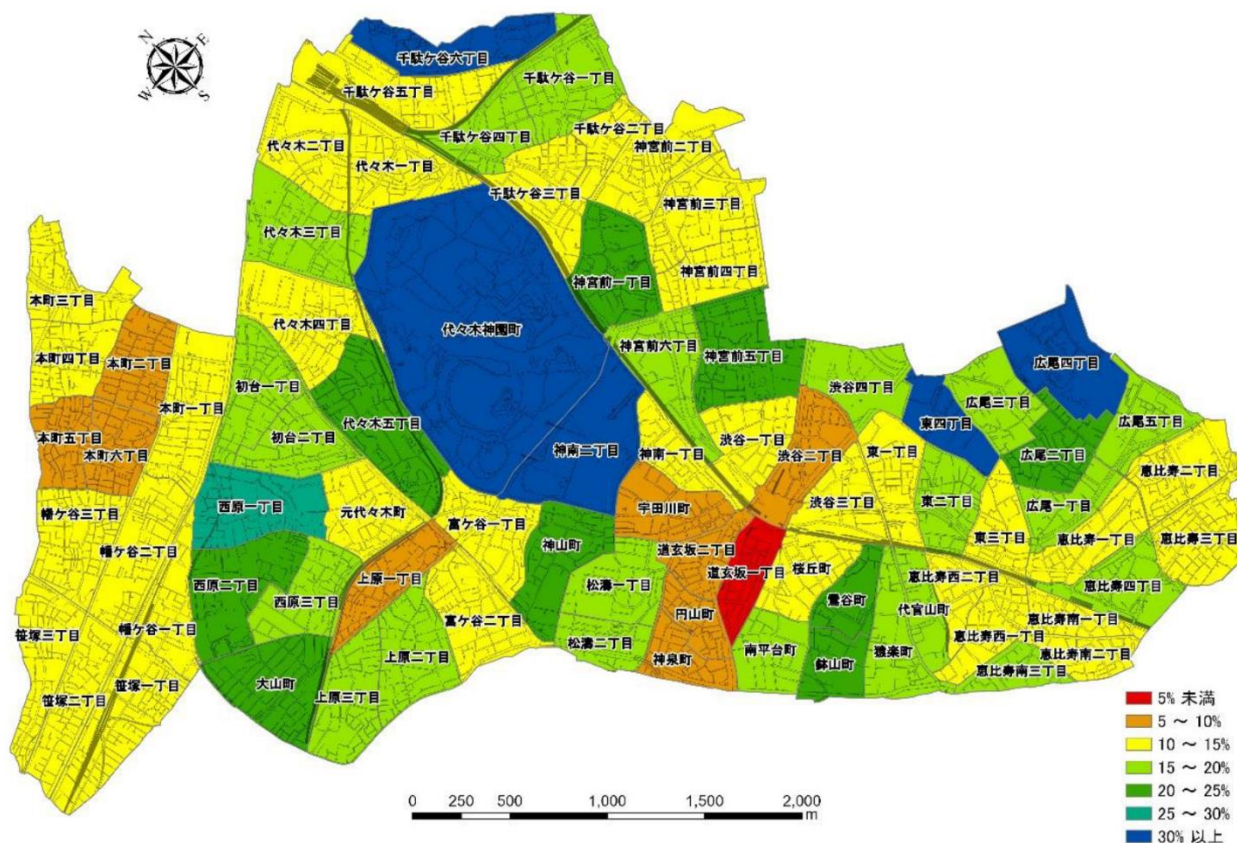
●町丁目別緑被率

令和4年度調査による町丁目別緑被率をみると、緑被率の高い町丁目の1位と2位は、代々木神園町(85.9%)と千駄ヶ谷六丁目(77.8%)でした。代々木神園町には明治神宮及び代々木公園が、千駄ヶ谷六丁目には新宿御苑が含まれています。

緑被率の高い町丁目の3位から5位は、広尾四丁目(43.7%)、東四丁目(31.6%)、神南二丁目(31.1%)でした。広尾四丁目には日本赤十字社医療センター及び聖心女子大学が、東四丁目には常陸宮邸及び国学院大学が、神南二丁目には代々木公園及び国立代々木競技場が含まれています。

緑被率の低い町丁目の1位から5位は、道玄坂一丁目(3.7%)、道玄坂二丁目(5.7%)、渋谷二丁目(6.7%)、円山町(6.8%)、本町六丁目(7.7%)でした。これらのうち1位から4位はJR渋谷駅周辺の商業地域に位置しています。

令和4年度調査による町丁目別緑被率



2-2-2 みどりの啓発

①ふれあい植物センターの拠点化

●ふれあい植物センター概要

渋谷清掃工場の還元施設として、平成17年4月10日にオープンした、室内型植物園です。

園内で使う電気は、清掃工場で発電された電気の供給でまかっています。令和5年7月29日に「栽培・収穫・消費」を体験できる植物園としてリニューアルオープンしました。「農と食の地域拠点」としてさまざまな情報発信をしています。



ボタニカルガーデン



2階カフェ



みどりのボランティア登録

ふれあい植物センターでは、「みどりのボランティア」を募り、植栽・果樹のお世話やハーブのメンテナンス等を行っています。

令和7年3月の登録者数は233人でした。

園芸教室（家庭菜園講座）

	令和5年度	令和6年度
参加者数	8回(6,493人) ※オンライン視聴を含む	12回(4,454人) ※オンライン視聴を含む



コンポスト講座

	令和5年度	令和6年度
参加者数	8回(159人)	22回(218人)

サタデーファーム

参加者数	令和5年度	令和6年度
	11回(68人)	27回(428人)



<令和6年度イベント実施内容>

園芸教室(家庭菜園講座)	1周年イベント
コンポスト講座	専門講座・企画
サタデーファーム	里山ツアー
区民マルシェ	

②地域連携型みどりの体験交流の推進

区外における自然観察会等の開催の拡充

●宿泊を伴う御殿場移動教室(国立中央青少年交流の家)(小学校4年生)

富士山の側火山の1つである小富士でトレッキングをしたり自然観察をしたりすることを通して、自然に親しむ体験を行っています。



区内における市民農園等の設置の検討

●地域の輪が広がる農園の整備

玉川上水旧水路緑道の再整備において、「FARM(育てる・育む)」というコンセプトを設定しています。地域の方が主体的に使える、交流でき、多世代がつながりコミュニティを育む場として農園を整備します。

現在は、先行的な取り組みである「仮設FARM」にて水やりや作物の栽培などを行っています。



③みどりの表彰制度の創設・実施

3 資源・ごみ

(1) 目標

可燃ごみの焼却から脱却し、ごみとなるものを生み出さないまち

(2) 数値目標と現状値

令和15(2033)年度の目標値	現状値
◆家庭ごみ (1人1日あたり) 250g (令和4(2022)年度値-150g)	370g(令和6(2024)年度) (令和4(2022)年度値-30g)
◆事業系ごみ(1人1日あたり) 330g (令和4(2022)年度値-115g)	453g(令和6(2024)年度) (令和4(2022)年度値+8g)

(3) 方針

3-1 ごみとなるものを減らす

3Rへの意識改革、ごみとなるものを減らし資源として活用するための様々な仕組みづくりを進め、区民、事業者だけでなく、区内で学び、働く人々、買い物などに訪れる人々を含むすべての人々が協力して、ごみとなるものをできる限り減らしていきます。

3-2 適正に処理する

ごみの分別排出を徹底するとともに、排出されたごみを環境負荷の低減とコストの低減に配慮し、適正に処理します。

(4) リーディングプロジェクト

可燃ごみの焼却から脱却し、ごみとなるものを生み出さないまちの実現に向け、日々の生活に欠かせない食品や容器包装類からごみを生み出さない取り組みを推進していくため、「食品ロスに関する普及啓発」及び「リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革」を「資源・ごみ」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

「資源・ごみ」分野のリーディングプロジェクト

< 渋谷むだなしプロジェクト >

- “シブラン”三ツ星レストラン
- 容器包装類削減アクション

① “シبران”三ツ星レストラン

食品ロスの削減、地域の環境美化、ごみ削減に取り組む飲食店を、取り組みの内容に応じた星の数で格付けしてPRする仕組みをつくり、食品ロスの問題等に対する区民等の意識啓発を図るとともに、飲食店等による自主的な取り組みを促進します。

また、「“シبران”三ツ星レストラン」とフードシェアリングサービス「TABETE」と連携し、お互いの情報発信により、食品ロスの削減と食品ロスの削減に対する区民意識の向上を図ります。

◆取り組み概要

- 飲食店による食品ロスの削減、環境美化、ごみ削減への取り組みを「★」の数で評価し、「シبران」として認証する。
- フードシェアリングサービスを活用し、無駄になりそうな商品を消費者に上手く届けることで食品ロスの発生を減らす。
- 区は、インターネット、パンフ等を用いて、区民、来街者に各店の格付け、取り組みの情報を発信する。

◆進捗状況・評価

〔担当：清掃リサイクル課〕

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
“シبران”三ツ星レストラン認証制度	継続	継続	B
シبران認証件数	20件	1件	
シبران認証延べ件数	100件	63件	

②容器包装類削減アクション

区が主催するイベントにおいて、運営組織及び出展者と協力してリターナブル容器の活用を促進するため、リターナブル食器購入またはレンタルに対する助成を行います。

また、レジ袋削減、マイボトル・マイカップの持参呼びかけ等を実践し、容器包装類の削減に向けた区民等の意識啓発を図ります

◆取り組み概要

- 区が主催するイベントについては、渋谷区エコイベント指針に基づき、環境負荷の低減を図った開催とする。
- 各イベントでのリターナブル食器購入またはレンタルに対する助成を行う。
- 使い捨てプラスチック製品の過剰な使用を抑制するため、エコバックの持参をインターネット、パンフ等を用いて区民等に呼びかける。

◆進捗状況・評価

[担当:清掃リサイクル課、各イベント所管課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
容器包装類削減アクション	継続	継続	B
容器包装類の削減に取り組んだ区イベント件数	2件	2件	
リターナブル食器の購入またはレンタルに対する助成件数	3件	1件	

(5) 施策と評価

3-1 ごみとなるものを減らす

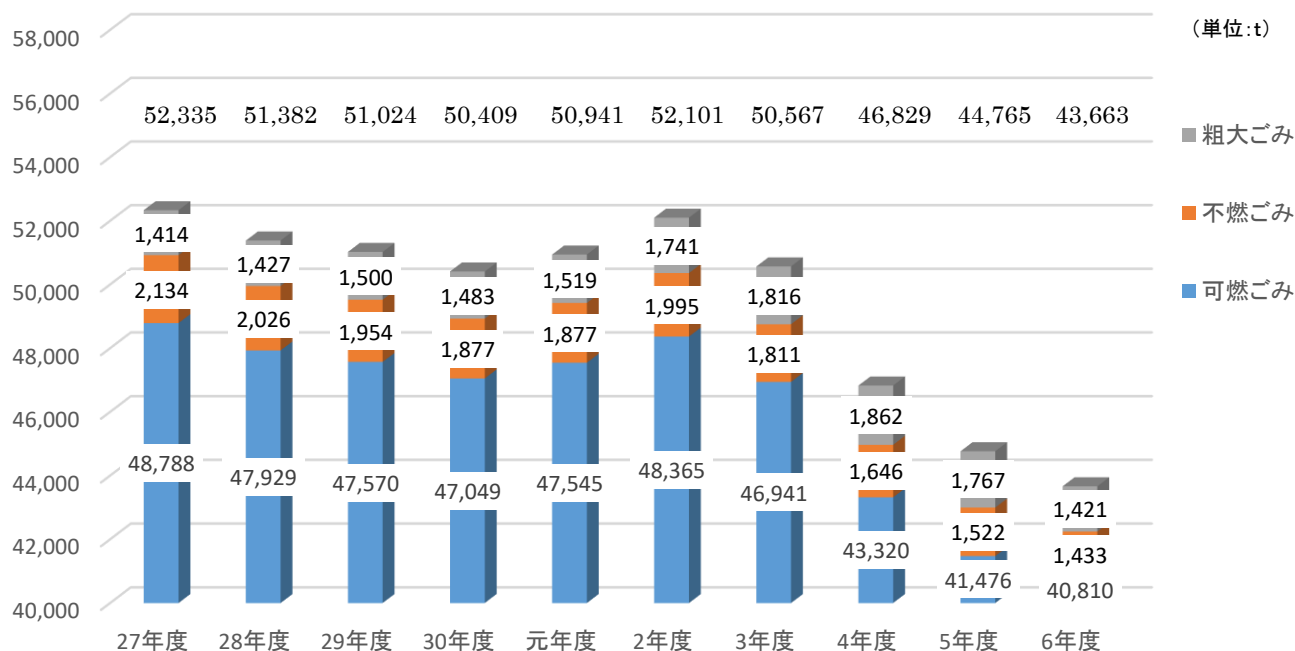
● 渋谷区のごみの状況

渋谷区のごみ量は平成元年度をピークに年々減少を続けています。これは限りある資源の有効活用とごみの最終処分場の延命化を図るため、様々な施策を実施し、ごみの減量・リサイクルを進めてきた効果です。

平成 9年度	新聞紙・雑誌・段ボール・びん・缶の集積所回収
平成10年度	紙パックの拠点回収
平成19年度	食品用発泡スチロールトレイの拠点回収
平成20年度	プラスチックのサーマルリサイクルと同時にペットボトルの集積所回収
平成21年度	食用油の拠点回収
平成22年度	衣類と布団の拠点回収、スプレー缶とカセットボンベの集積所回収
平成24年度	小型家電の拠点回収
平成25年度	自転車の拠点回収
平成28年度	蛍光管の拠点回収、フードドライブの実施
平成30年度	蛍光管の集積所回収
令和 4年度	プラスチックの集積所回収 おもちゃの拠点回収
令和 5年度	食器・調理器具の拠点回収(臨時)
令和 6年度	食器・調理器具の拠点回収(常設)

● 渋谷区のごみの排出量の推移(清掃事務所収集分)

(平成27年度から令和6年度の10年間で約17%のごみが減っています。)



- * 持ち込みごみは含んでいません。
- * 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3-1-1 食品ロスの削減

①食品ロスに関する普及啓発

●しづや・もったいないマーケット

10月の「食品ロス削減月間」、「3R推進月間」に合わせて、食品ロスの削減を中心に3R推進を広く区民に呼びかけるため、令和6年10月12日(土)に渋谷区文化総合センター大和田で開催しました。



②食品リサイクルの推進

●フードドライブ

食品ロスの解消と有効利用のため、家庭で使いきれない食品を集め、NPO法人フードバンク渋谷を通して必要とされる方に届けられます。

令和6年度の回収量は、1,367kgでした。

③生ごみの減量

●生ごみの減量運動

家庭から出る可燃ごみ全体の約3割は生ごみが占めています。
生ごみの減量がごみの発生を抑制するのに効果的です。

区では生ごみの減量への取り組みを推進します。

i ごみを出さないライフスタイルを提案する。

「買いすぎない」「作りすぎない」「食べ残さない」ライフスタイルの工夫でごみが減らせます。

ii 生ごみは捨てる前に水切りをする。

生ごみの約80%が水分であり、簡単な水切りでも約10%の減量ができると言われています。

生ごみは捨てるときは「ギュッ」とひとしぼりして、生ごみの量を減らしましょう。



●生ごみ処理機・コンポスト容器のあっせん、購入費補助金の支給

家庭から排出される生ごみ減量のために「生ごみ処理機」や「コンポスト容器」のあっせんや購入費補助金の支給を実施し、生ごみの自家処理を推進しています。

令和6年度のあっせん件数は、生ごみ処理機が6件、コンポスト容器は9件、補助金の支給は136件でした。

3-1-2 リデュース・リユースを軸とした3Rの推進

①リデュース・リユースを軸とした3Rへの意識改革

渋谷区では、持続可能な循環型社会の実現のため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを積極的に推進してきました。

更なる実現のためにライフスタイルの見直しなど、区民や事業者の3Rや環境に配慮した自主的な行動が求められています。区民・事業者・区は役割を分担し、それぞれの責任を果たし、互いの理解を深め、協働して循環型社会を構築していきます。

●マイボトル用給水機の設置

マイボトル利用の普及促進を図り、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製品の使用抑制及びプラスチックごみの削減を推進することを目的として、マイボトル用給水機を区施設5か所に設置しています。

●レジ袋の削減

令和2年7月からレジ袋有料化が始まったことに伴い、レジ袋の国内流通量は有料化前(令和元年)と有料化後(令和3年)を比較すると、約10万t減って(半減)います(環境省ホームページ内資料から引用)が、まだまだごみとして捨てられています。

レジ袋は作るにも処分するにもたくさんの資源、エネルギーが使われるため、引き続きレジ袋の削減に取り組む必要があります。

区においても、エコライフ・フェアなどのイベント時に買い物の際はマイバッグの利用を呼びかけています。

- i 買い物に行くときは「マイバッグ」を持参しよう。
- ii 買い物の際はレジ袋を断りましょう。



②リサイクルセンターの運営と情報発信

本町リサイクルセンターでは、再生木製家具の販売や新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・びん・缶・ペットボトル・食品用発泡スチロールトレイ・小型家電・食用油・食器・調理器具・おもちゃの資源回収を行っています。また、平成24年7月から衣類・布団（布団については、現在休止中）を回収しています。平成28年7月から蛍光管の回収を行ってきましたが、平成30年度から開始した集積所での回収量が増加したため、令和6年3月をもって終了しました。

並木橋リサイクルセンターは、平成29年3月で閉鎖、平成29年5月から美竹分庁舎で美竹リユースコーナーとして再開しました。

リサイクルセンター等

名称 所在地 電話	木製家具		委託販売	
	引取再生	展示販売		
<p>◆本町リサイクルセンター</p> <p>渋谷区本町一丁目56番2号</p> <p>電話:03-3372-1020</p>		—	○	○
<p>◆美竹リユースコーナー</p> <p>渋谷区渋谷一丁目2番17号</p> <p>美竹分庁舎</p> <p>電話:03-5466-1020</p>		○	○	—

③集団回収・拠点回収の充実・拡大

リデュース・リユースに努力してもリサイクルするものが完全になくはありません。また、リサイクルがうまく機能しなければ、再びごみが増える結果になり、循環型社会の構築にも影響を与えてまいります。区民の集団回収などのリサイクル活動への参加、事業者の自主的なリサイクルへの取り組み、区はこれらの活動への支援など、環境への負荷が少なく効率的なリサイクルを、区民、事業者、区の間で役割分担しながら、相互に連携して進めていきます。

●資源回収事業の拡充

渋谷区では、資源として新聞紙、雑誌、段ボール、缶、びん、ペットボトル、プラスチック、食品用発泡スチロールトレイ、衣類、紙パック、食用油、まだ乗れる自転車、蛍光管、小型家電、食器、調理器具、おもちゃ等を集団回収、集積所回収、拠点回収の方法で回収しています。

集団回収

10人以上のグループで回収し、資源の回収業者に引き渡しています。

令和5年度は237団体が参加し、回収量1,941t、令和6年度は233団体が参加し、回収量1,968tでした。

集積所回収

区のごみ集積所で週1回、新聞紙、雑誌、段ボール、缶、びん、ペットボトル、スプレー缶、カセットボンベ、蛍光管、プラスチックを資源として回収しています。

蛍光管は平成30年7月、プラスチックは令和4年7月から集積所回収を開始しました。

令和5年度の回収量は14,674t、令和6年度の回収量は14,441tでした。

拠点回収

区施設に回収ボックスを設置し、紙パック、食品用発泡スチロールトレイ、食用油、小型家電、衣類、蛍光管、おもちゃ、新聞紙・雑誌・段ボール・びん・缶・ペットボトル(下線部分はリサイクルセンターのみ)を回収しています。なお、平成28年7月から蛍光管の回収を行ってきましたが、平成30年から開始した集積所での回収量が増加したため、令和6年3月をもって終了しました。また、まだ乗れる自転車については、自転車集積所へ持込みとなっています。

令和5年度の回収量は169t、令和6年度の回収量は175tでした。

④分別回収の徹底

食用油のリサイクル

使い終わった食用油、賞味期限切れの食用油は、回収しリサイクルすることで石鹼や塗料、バイオディーゼル燃料に生まれ変わります。

平成21年4月から食用油の回収を始め、令和6年度は、区施設17か所で回収しています。

紙パックのリサイクル

紙パックは良質なパルプから作られており、リサイクルされてトイレトペーパーやティッシュペーパーなど良質な紙の原料になります。令和6年度は区施設37か所で回収しています。

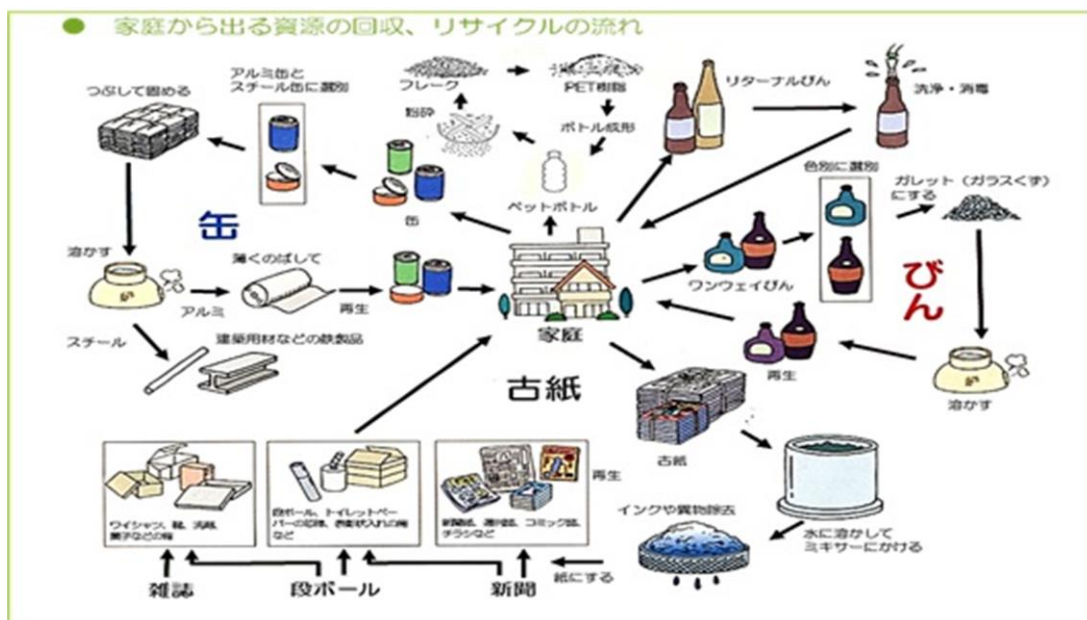
食品用発泡スチロールトレイのリサイクル

食品容器として便利に使われている発泡スチロールトレイはリサイクルし、再びトレイとして生まれ変わります。令和6年度は区施設37か所で回収しています。

ペットボトルのリサイクル

ペットボトルは軽くて、丈夫で、衛生的と便利な容器として生産量が大幅に増加しています。ペットボトルは、ポリエチレンテレフタレートという単一素材の樹脂からできており、再びペットボトルに生まれ変わります。

ペットボトルのリサイクルについては、急速に普及したペットボトルの排出量の増加への対応策として、東京都が平成9年4月に「東京ルールⅢ」を策定し、ペットボトル店頭回収事業を開始しました。その後、区内のスーパー等協力店や各集積所等において、それぞれ回収を行ってききましたが、集積所での回収量が増加する一方で、店頭での回収量が減少したため、店頭回収事業は、平成27年2月末をもって廃止し、現在は集積所等での回収のみ行っています。



⑤プラスチックのリサイクル

プラスチックはリサイクルすることで、再びプラスチックを作る原材料として利用することができます。

令和4(2022)年7月から区内全域でプラスチックの分別区分を「可燃ごみ」から「資源」に変更し、集積所で回収を行っています。

分別・排出方法について、区民への周知・啓発を図っています。

⑥ごみ減量に資するその他の施策について

二酸化炭素排出量削減等を視野に入れ、ごみ減量に資する施策を幅広く検討します。

3-1-3 事業系ごみ対策の推進

①事業者への意識啓発・指導の徹底

事業系ごみの削減を進めていくため、商工会議所や渋谷区商店会連合会、各種業界団体等を通じて、講習会や研修会などを開催し、ごみに関する事業者への意識啓発を進めます。

②事業系ごみのリサイクル促進

一定規模の事業用建築物に対し、「渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例」に基づき、再利用率80%規制の徹底、再利用計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任、ごみ・資源の保管場所の確保を指導します。

事業用建築物への立入指導を令和5年度は42件、令和6年度は50件実施しました。

また、廃棄物管理責任者講習会を対面方式で開催していましたが、令和4年度からは、WEBによる非対面方式による講習会としています。

③拡大生産者責任に基づく発生抑制に関する製造・販売事業者への働きかけ

国及び生産者・販売者に対して、拡大生産者責任に基づく発生抑制について、他の自治体や各種団体等と協力して、積極的な働きかけを継続的に行い、レジ袋の削減、過剰包装の抑制、容器の減量化を推進します。

④双方向の情報交流

清掃リサイクル事業に区民や事業者の意見を反映させるため、清掃協力会やリサイクル等推進員と連携した情報収集・意見交換、区民・区民団体、事業者の意見交換の場づくりの検討など、双方向の情報交流を促進します。

3-2 適正に処理する

3-2-1 適正処理の推進

①分別・排出の徹底

区民や事業者への普及啓発、排出ルールの徹底、巡回等を通じた不法投棄の防止、処理が困難な医療系廃棄物の適正な処理の指導、ごみ・資源の保管場所の確保等を進め、ごみの適正処理の基本となる分別・排出の徹底を図ります。

令和5年度の排出指導は396件、令和6年度は521件でした。

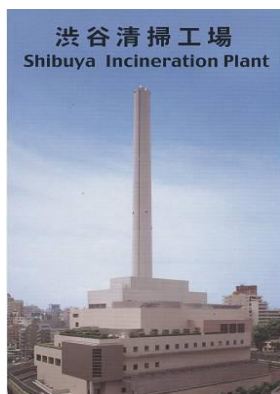
②効果的・効率的な収集・運搬

ごみ集積所に排出されたごみについて、現状の収集体制を基本として遅滞なく収集します。

環境負荷の低減とコストの低減に配慮し、高齢社会の進展など社会情勢に対応した収集体制を検討します。

③中間処理・最終処分

●渋谷清掃工場



渋谷清掃工場では、1日に約200tの可燃ごみ(主に一般家庭から排出されたもの)を焼却しごみの中間処理をしています。焼却処理は、ごみの体積を約20分の1にするとともに、ばい菌や害虫を焼却し、においを分解する衛生的にもすぐれた処理方法です。

しかし、清掃工場の焼却処理量や東京湾の埋め立て処分場の容量には限界があり、ごみ減量に向けたライフスタイルの見直しは、私たち一人ひとりの課題となっています。

清掃工場はごみの減量を考える環境学習の場としても利用されており、毎年大勢の見学者が渋谷清掃工場を訪れています。

●最終処分場

清掃工場などで処理した後の焼却灰等は、東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場において埋立処分します。

④処理費用負担の適正化

事業系ごみ処理手数料の適正化を図ります。

4 エネルギー・温暖化対策

(1) 目標

カーボンニュートラルの実現に向けエネルギーの効率的な利用と脱炭素化を一丸となって進めるまち

(2) 数値目標と現状値

令和9(2027)年度の目標値	現状値※1
◆温室効果ガス(二酸化炭素)排出量 平成25(2013)年度比 39%削減	二酸化炭素排出量 1,803千t-CO ₂ (令和4(2022)年度) 削減率 26.9%
◆エネルギー使用量 平成25(2013)年度比 21%削減	エネルギー使用量 18,801テラ・ジュール (令和4(2022)年度) 削減率 16.8%
◆再生可能エネルギーを利用する 区民の割合※2 増加	—

※1 出典:オール東京62市区町村共同事業提供資料

※2 再生可能エネルギーを利用する区民の割合については、今後、アンケート調査等により把握

(3) 方針

4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める

日々の暮らし、事業活動において、節電を中心とする省エネルギー行動に加え、「省エネ家電」「創エネルギー」「移動」に着目して、区民、事業者の行動を促進します。

4-2 建物・まちの脱炭素化を進める

既存の住宅、建物における省エネルギー性能の向上と再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、新築時のZEH・ZEB化を促進します。また、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを含む電力、ガス、熱等のエネルギーを組み合わせ、地域全体でエネルギーを効率よく使うことができるまちをつくれます。

4-3 気候変動による影響に適応する

気候変動や、気候変動が日々の暮らし、事業活動に及ぼす影響をそれぞれの主体が理解し、災害や健康被害等へのリスクに備えます。また、都市型水害やヒートアイランド対策を含む暑熱対策を進め、しなやかで強靭さを備えた都市を築きます。

(4)リーディングプロジェクト

脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入を促進していくため、め、「創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進」を「エネルギー・温暖化対策」分野の重点施策に位置づけます。

また、喫緊の課題である気候変動及びヒートアイランド現象*による夏の暑さ対策により区民等の健康で安全な暮らしを確保するため、「暑熱対策・ヒートアイランド対策の推進」を重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

「エネルギー・温暖化対策」分野のリーディングプロジェクト

＜渋谷クールプロジェクト＞

- 地産再生可能エネルギーの区消推進
- クールスポットネットワークの整備

①地産再生可能エネルギーの区消推進

区内における再生可能エネルギーの活用を促進していくため、まずは公共施設において区内や全国各地で生産される再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、区民、事業者に向け、再生可能エネルギーの選択を促す普及啓発を進めます。

また、公共施設の建替え等に際し、ZEB化、再生可能エネルギーの利用と災害時のエネルギー源の確保について導入を検討するとともに、公共施設を拠点に生産した再生可能エネルギーを災害時に近隣の住宅・事業所で活用する仕組みなど、新しい技術の導入について調査・研究を進めます。

◆取り組み概要

- 区有施設において使用するエネルギーとして、地方で産出される再生可能エネルギーの購入を積極的に進める。
- 区有施設等を拠点に蓄電池を設置して地域内で産出した再生可能エネルギー等を災害時に近隣の住宅・事業所で活用する仕組みなど、新しい技術の導入について調査・研究を進める。

◆進捗状況・評価

[担当:環境政策課]

取り組み	令和6年度 目標	令和6年度 実績	評価
地産再生可能エネルギーの区消推進	検討	未実施	B
再生可能エネルギーや廃棄物等により発電した電力を導入した区有施設延べ数	57施設	30施設	

②クールスポットネットワークの整備

旧玉川上水跡の緑道等のまとまったみどり空間を整備することで、二酸化炭素の吸収源としての効果や都市のヒートアイランド現象の緩和などを推進します。さらに、憩い空間や水辺・緑陰を創出し、まちを冷やすとともに、まちの魅力創出を推進します。

事業者による開発では、渋谷区みどりの確保に関する条例によるみどりの確保と同時に、見えるみどりや魅せるみどりといった、質の高いみどりの創出を促しながら地域の魅力を高めていきます。

◆取り組み概要

- 代々木公園から渋谷川につながる谷筋の「緑と水の軸」を骨格に、道路空間を中心とした公共空間の緑化、民有地を含めた連続した緑・水辺空間の創出を進め、谷を冷やすクールスポットネットワークを構築する。

◆進捗状況・評価 [担当: 渋谷駅周辺まちづくり課、渋谷駅中心五街区課、公園課、緑道・道路構造物課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
クールスポットネットワークの整備	維持・継続	維持・継続	A
クールスポット創出延長 渋谷川環境整備(水景施設・緑道整備)約600m	供用	供用	

(5) 施策と評価

4-1 暮らし・事業活動の脱炭素化を進める

4-1-1 気候危機意識の共有

①気候変動に関する普及啓発

気候変動による影響、緩和策、適応策について情報発信を進めます。

②若者の意識醸成

気候変動に関する意見交換に参加できる取組を進めていきます。

4-1-2 暮らし・事業活動の脱炭素化

渋谷区では、施設の改修時、建替時をとらえ、省エネ仕様の建物への転換を図っていきます。

また、既存の施設においても、照明器具を高周波の蛍光灯やLED灯に切り替えるなど、省エネ機器への移行を進めていきます。

●省エネルギーの取り組み

○省エネ機器への移行内容	○組織・施設・個人ごとの省エネ実行内容
街路灯のLED化整備 空調設備の更新・改修 高圧電源設備の改修	消灯運動 適正な冷暖房温度の設定 待機時の消費電力削減(パソコンなど) ノー残業デーの実施 温水プールのふた掛け 等

①脱炭素化に向けた区民の意識醸成と行動促進

自分の生活と街の環境を地続きのものとして考えられるように、エネルギーを節約するといった身近な取り組みを区ホームページ等に掲載していきます。

●環境家計簿

地球温暖化防止を目的に、家庭で消費する電気・ガス・水道などの使用量を入力して、エネルギーのCO₂排出量を算出することにより、環境との関わりを確認するための有効なツールです。

②事業者の取組支援

区内の商店街が実施するLED街路灯の設置や街路灯ランプのLEDランプへの交換に対し、事業経費の補助を行っています。

③創エネルギーと再生可能エネルギー電力の導入促進

家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置した場合、その工事費用に対して補助を行います。

◆進捗状況・評価

[担当:環境政策課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
家庭用燃料電池システム設置助成制度	20件	20件	A

4-1-3 移動の脱炭素化

①自転車利用の促進

●自転車通行環境

歩行者・自転車・自動車がより安全、安心、快適に通行できる環境を整備しています。

●自転車駐車場の整備促進

利便性や快適性、安全性に配慮した駐輪場の整備をし、駐輪場の利用へ誘導と、放置自転車の削減を進めています。

●コミュニティサイクル利用促進

渋谷区内や広域連携している近隣区にあるポートからポートまで、電動アシスト自転車を借りて移動することができます。

②公共交通の利用促進

●環境負荷の小さい交通手段の利用促進

現在、路線バスの走行ができない地区を中心に運行する渋谷区コミュニティバスとして「ハチ公バス」を4路線運行しています。

③ZEVの導入促進

●電気・水素自動車の導入・維持

令和6年度末現在、公用車として電気自動車を3台保有しています。また、職員が業務の為に共同で使用する共用車として総務部門の部署で電気自動車を2台、土木部門の部署で電気自動車を1台保有しています。

●低公害車導入の促進

区内の中小企業の方が、環境に配慮した低公害車・低燃費車を購入する際に必要な資金を低利で借入できるように、金融機関の協力による融資のあっせんを行っています。

4-2 建物・まちの脱炭素化を進める

4-2-1 住宅・建物のゼロエミ化

①住宅・事業所のZEH・ZEB化等の促進

●住宅、事業所の省エネルギー化の促進

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく省エネ計画の届出を受理しています。
令和6年度 108件

●建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度

建築物に再エネ利用設備(太陽光発電設備、太陽熱利用設備)の設置を促進するため、渋谷区全域を対象区域として、再エネ利用設備設置の努力義務・設計した建築士による設置可能な再エネ利用設備についての説明義務などを求める「渋谷区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」(再エネ利用促進計画)を策定しました。この計画は令和7年度より実施します。

②区有施設の脱炭素化

●再生可能エネルギー等の活用

渋谷区では、「太陽光発電」や「地中熱利用」の再生可能エネルギー設備を区の施設に設置しています。また、平成22年度から「廃棄物発電」を区立小学校や区民施設に導入し始め、現在、区施設全体で30施設に導入しています。

●区施設における太陽光発電装置の設置実績

施設名	出力(kW)
美竹の丘・しぶや(高齢者施設)	10.0
上原中学校	10.0
はあとびあ原宿	3.2
西原区民複合施設	5.8
文化総合センター大和田	7.5
新橋区民複合施設	21.1
大向区民複合施設	3.1
地域交流センター西原	3.3
代官山複合施設	3.3
渋谷本町学園	10.1
地域交流センター二軒家	4.0
杜の風・上原	15.8
神宮前あおぞらこども園	5.3
代々木山谷小学校	11.5
児童青少年センターフレンズ本町	2.8
幡ヶ谷原町住宅	6.0
笹幡地域包括支援センター	6.2
つばめの里・本町東	30.0
渋谷区役所	50.4
笹塚区民複合施設	5.2
渋谷区子育てネウボラ	5.0
かなみの杜・渋谷	9.7
ふれあい植物センター	1.5
渋谷本町学園別棟校舎	6.7
SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター	1.6
HCC 本町コミュニティセンター	34.4
二の平渋谷荘	10.6
上原防災職員住宅	4.9

●地中熱利用をしている区施設

施設名	利用形態
渋谷本町学園 (小中一貫校)	校庭内に埋めた「地中熱交換器」により汲み上げた熱をプールや体育館で利用しています。



【地中熱の利用形態】

〔クローズドループ〕

地中から熱を取り出すために地中熱交換器内に流体(不凍液または水)を循環させ、汲み上げた熱をヒートポンプで必要な温度領域の熱に変換するシステムです。

このクローズドループによる地中熱ヒートポンプシステムは、メンテナンスがほとんど必要ないため適用範囲が広く、住宅・建築物・プール・融雪に適用されています。

渋谷本町学園では、このシステムを導入しています。

〔オープンループ〕

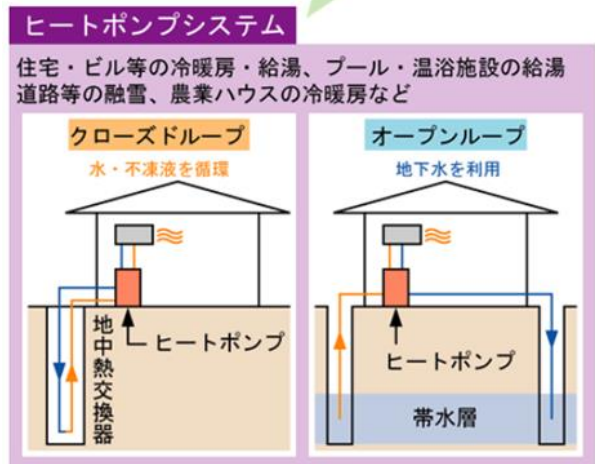
揚水した地下水の熱を地表にあるヒートポンプで取り出す方式です。このシステムはクローズドループと比べ、採熱量が大きくなることから、経済性に優れていますが、井戸内において目詰まりが生じることがあるため、システムのメンテナンスが必要です。

なお、地下水利用に揚水規制がかかっている地域では、この方法の適用は難しいといえます。

出展:特定非営利活動法人 地中熱利用促進協会ホームページより抜粋

体育館

ヒートポンプの熱源として利用
温度調節が可能で汎用性が高い



●区施設における太陽熱利用装置の設置実績

施設名	設置面積(m ²)
渋谷区スポーツセンター	299.2
千駄ヶ谷敬老館	21.0
総合ケアコミュニティ・せせらぎ	121.0
ケアステーション本町地域包括支援センター	3.8
りばあさいど原宿	4.0

●廃棄物発電による電力を購入している区施設

導入年度	区民施設等	学校
平成22		神南小学校
		臨川小学校
		富谷小学校
平成23	上原区民施設(出張所・地域交流センター)	
	初台区民施設(出張所・区民会館・青年館)	
	神宮前区民施設(出張所・地域交流センター)	
平成24		笹塚小学校
平成25	氷川区民施設(区民会館・保育園)	上原小学校
	代々木八幡区民施設	西原小学校
	笹塚区民施設(出張所・区民会館)	広尾中学校
		代々木中学校 原宿外苑中学校
平成28	商工会館・消費者センター	
	渋谷区清掃事務所	
平成29	新橋区民施設(出張所・地域交流センター)	
	大向区民施設(地域交流センター・保育園)	
	代々木区民施設(地域交流センター・図書館)	
	本町区民施設(出張所・区民会館)	
	幡ヶ谷区民施設(区民会館・保育園)	
	グループホーム笹塚	
	代官山区民施設子育て支援センター	
	幡ヶ谷保健相談所	
勤労福祉会館		
平成30	地域交流センター西原	
	地域交流センター代々木の杜	
	地域交流センター本町	
	渋谷区清掃事務所宇田川分室	

●長寿命化計画に基づく取り組み

公共施設の補修や改修を計画的に実施し、工事期間の短縮や廃棄物の削減を通じて、環境負荷の軽減を図ります。また、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーや高効率設備の導入、木材利用の促進等を推進し、環境との共生に配慮します。

●環境配慮型施設の検討

区有施設の建設等の際には、再生可能エネルギーや高効率の設備の導入など環境配慮型の施設を検討します。また、導入したシステムを活用し、平常時の電力ピークカット等、エネルギーの効率的な活用を図るとともに、使用エネルギーを見える化して、温室効果ガスの削減を図っています。

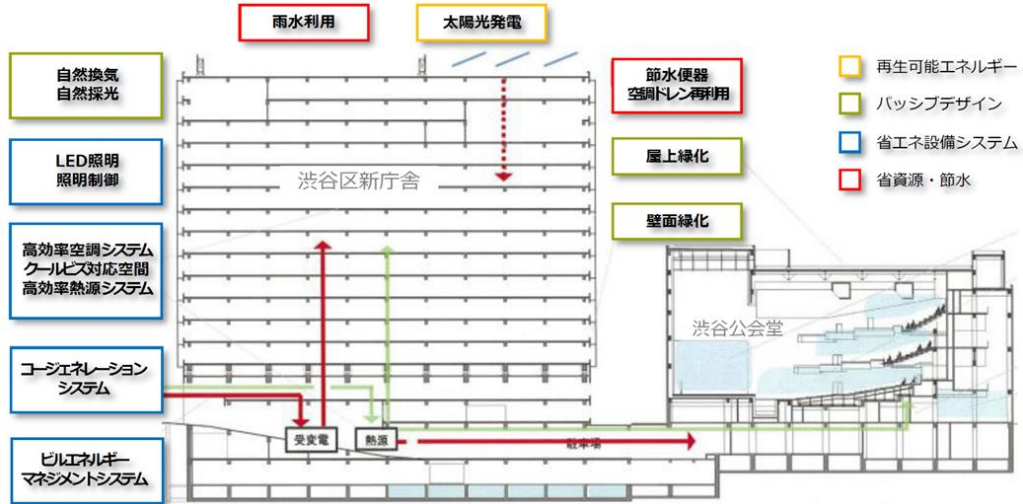
●省エネルギー仕様の採用・実績

施設名	建築工事							電気設備工事								
	熱線反射ガラス	複層ガラス	屋上断熱	外壁断熱	庇	屋上緑化 (グリーン・ウォール) 壁面緑化	高効率変圧器	照明のグループ制御	照明のスケジュール制	風光センサによる照明制御	人感センサによる照明制御	(Hf型蛍光灯)	高効率照明器具	太陽光発電	LEDダウンライト	ソーラー式LED外灯
文化総合センター大和田		○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	○		
地域交流センター西原		○	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○
新橋区民複合施設		○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
渋谷本町学園		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	
中央図書館	○		○			○		○	○	○	○	○				
代官山複合施設		○		○			○	○	○		○	○	○	○	○	
二軒家住宅		○		○		○						○	○			
大向区民複合施設		○		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
恵比寿区民複合施設				○		○		○				○	○	○	○	
地域交流センター二軒家		○	○	○	○				○			○	○	○	○	
杜の風・上原		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
神宮前あおぞらこども園		○				○		○				○	○		○	
代々木山谷小学校			○		○	○		○				○	○		○	
おおやま保育室		○										○	○		○	
児童青少年センターフレンズ本町		○				○		○	○			○	○	○	○	
幡ヶ谷原町住宅		○				○						○	○	○	○	
千駄ヶ谷・北参道施設		○							○			○	○		○	
笹塚地域包括支援センター		○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
つばめの里・本町東		○	○	○	○			○	○		○	○	○	○	○	
渋谷区役所新庁舎		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
笹塚区民複合施設		○				○								○		
恵比寿西二丁目複合施設		○	○	○	○	○		○	○	○					○	
かんなみの杜・渋谷		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
渋谷区子育てネウボラ		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
笹塚防災職員住宅		○	○	○	○							○			○	
駒テラス西参道			○	○						○		○			○	
渋谷本町学園別棟校舎		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	
SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
りばあさいど原宿		○	○	○	○	○		○	○	○		○			○	
上原防災職員住宅		○	○	○	○	○						○		○	○	
HCC本町コミュニティセンター		○	○		○	○		○	○			○		○	○	

施設名	空気調和設備工事							給排水衛生設備工事				その他
	氷蓄熱式空調	空調機の外気冷房制御	全熱交換器	熱源台数制御	ナイトバース制御	空調機の ナイトバース制御	空調機のCO2制御	地中熱源ヒートポンプ	雨水利用	節水型衛生器具	高効率給湯器	プール排水再利用
文化総合センター大和田		○	○	○	○	○		○	○			○
地域交流センター西原			○					○	○			
新橋区民複合施設			○					○	○	○		
渋谷本町学園			○				○		○		○	
中央図書館	○		○						○			
代官山複合施設			○						○		○	
二軒家住宅			○						○			
大向区民複合施設			○						○			
恵比寿区民複合施設			○						○	○		
地域交流センター二軒家			○						○	○		
杜の風・上原		○	○		○			○	○	○		
神宮前あおぞらこども園									○	○		
代々木山谷小学校			○						○	○		
おおやま保育室									○	○		
児童青少年センターフレンズ本町			○						○	○		
幡ヶ谷原町住宅			○						○	○		
千駄ヶ谷・北参道施設			○						○			
笹幡地域包括支援センター			○						○	○		
つばめの里・本町東			○						○	○		
渋谷区役所新庁舎		○	○	○		○		○	○			○
笹塚区民複合施設			○									
恵比寿西二丁目複合施設			○						○	○		
かなみの杜・渋谷			○						○	○		○
渋谷区子育てネウボラ			○						○	○		
駒テラス西参道			○						○			
渋谷本町学園別棟校舎			○						○	○		
SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター			○						○	○		
りばあさいど原宿		○	○						○	○	○	
HCC本町コミュニティセンター		○	○					○	○	○		

渋谷区役所のスマート庁舎化

渋谷区役所は、庁舎の建替えを行い、平成31年1月に新庁舎が開庁しました。新庁舎は、自然エネルギーや省エネ機器を活用し、優れた環境性能をもつスマート庁舎を実現しました。



自然エネルギーの活用

太陽光発電

…太陽光パネルにより太陽光を電気に変換し建物の電気に利用。

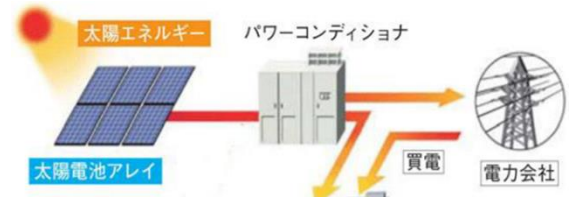
【効果】電力の一部を太陽光発電でまかなうことで

建物エネルギーの消費を抑制する。

発電容量: 約 50kW(庁舎の照明約 6フロア分)

連係方式: 高圧系統連系

系統連系型太陽光発電システム



自然換気・自然採光

…外壁面より自然光・風を取入れ照明空調負荷低減。

【効果】自然の明かりや風を取入れることで

建物エネルギーの消費を抑制する。



緑化・高断熱ガラス

…屋上・壁面緑化及び高断熱ガラスの採用により建物の断熱性能を向上。

屋上緑化: 庁舎北側エントランス・公会堂屋上

壁面緑化: 庁舎3~8階(南・東西の一部)

【効果】建物断熱性能を向上することにより、

空調負荷を低減し建物エネルギーの消費を抑制する。



外気冷房

…中間期から冬季に冷房が必要な際に外気を冷熱源として利用。

【効果】自然のエネルギーを利用することで、空調負荷を低減し建物エネルギーの消費を抑制する。

ダクトレス空調

…空調ダクトの距離を短縮することで、搬送動力を低減。

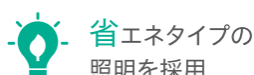
【効果】搬送動力を低減することで建物エネルギーの消費を抑制する。

省エネ機器の採用

LED照明・高効率照明

…LED照明を基本とする高効率な照明を採用。

【効果】高効率機器の採用で照明負荷を低減し建物エネルギーの消費を抑制する。



照明制御システム・センサ制御の採用

…照明制御システム・センサ制御の採用。

・執務スペース・共用部:照明制御システムによる集中制御・スケジュール制御。

・執務スペース :明るさセンサにより照明出力を昼は低く、夜は高く自動調光。

・トイレ等 :人感センサにより人がいる時は点灯、いなくなると消灯(自動点灯)。

【効果】照明制御システム及びセンサにより照明の点灯時間、照度を最適化することで建物エネルギーの消費を抑制する。



CGS(コージェネレーションシステム)

…ガスを燃料として電気と熱を同時に生成するシステム。

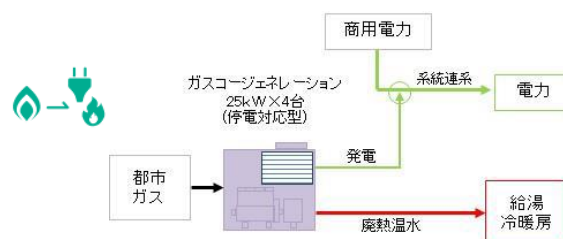
【効果】電気と熱を総合的かつ効率的に活用することで高効率化を実現する。

※熱は空調熱源として利用。

設備容量:25kW×4台

電気 100kW:庁舎の照明約 12 フロア分

熱155.2kW:庁舎執務室の暖房約 3フロア分



BEMS(ビルエネルギー管理システム)

…庁舎・公会堂の機器・設備等の運転管理・エネルギー監視を一元的に管理するシステム。

【効果・機能】

エネルギーを一元管理・監視することで、設備機器の最適化運転を実施し、建物エネルギー消費の最小化を図る。



CASBEE (建築環境総合性能評価)

…建築物の環境性能や負荷について多面的かつ客観的な観点から評価する手法。

【効果】高い環境性能であることを公式な結果としてアピールできる。

評価認証制度により、第三者機関が内容を審査した結果庁舎、公会堂共性能評価は Sランクが
適格であるとの認証を取得した。



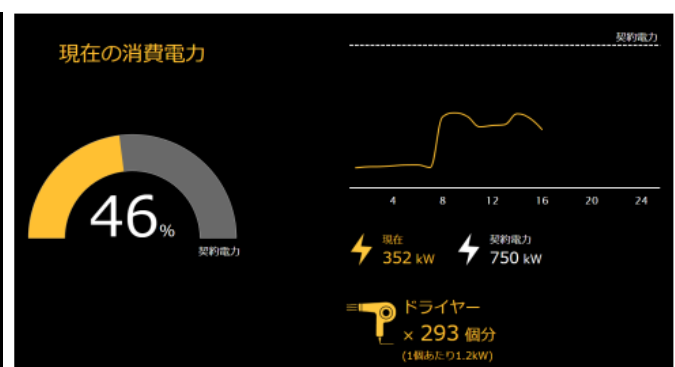
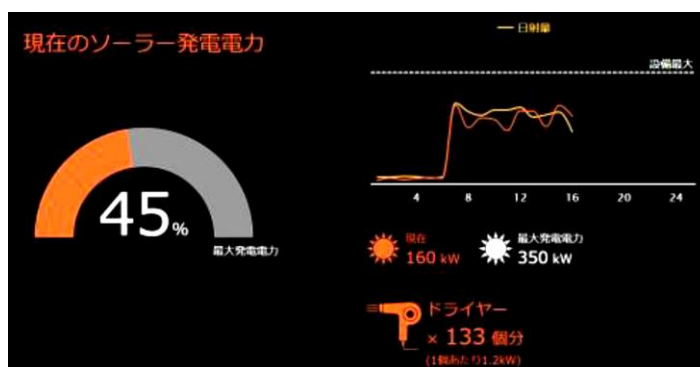
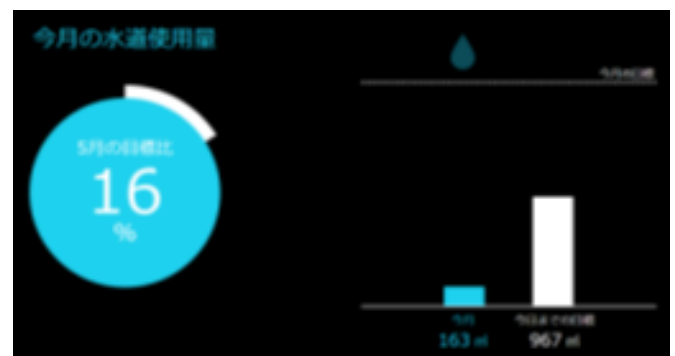
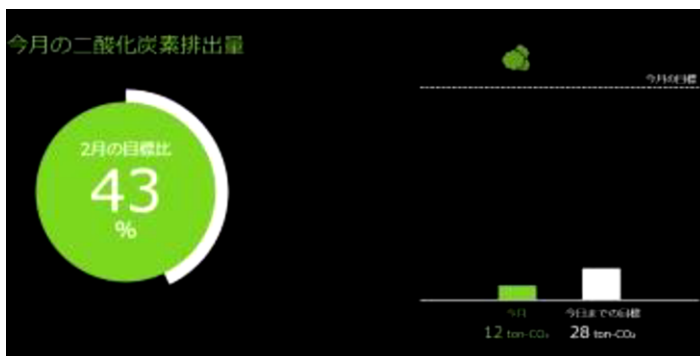
【性能評価のランキング】
 ★★★★★ Sランク (素晴らしい)
 ★★★★ Aランク (大変良い)
 ★★★ B+ランク (良い)
 ★★ B-ランク (やや劣る)
 ★ Cランク (劣る)

再利用の推進

雨水の再利用(トイレ洗浄水、植栽への灌水)

エネルギーの見える化

渋谷区役所1階東メインエントランスに設置した9面マルチ画面に、エネルギー使用量を表示しています。



4-2-2 都市の脱炭素化

●渋谷区役所の令和6年度 温室効果ガス排出量

施設数	エネルギーの種類(単位)		使用量	CO ₂ 排出量(t)
区長部局	電気	千kWh	27,643	10,643
	都市ガス	千m ³	2,065	4,233
	LPガス	t	3	2,450
206施設	灯油	kℓ	0	0
	冷温熱	千Mj	11,887	824
教育委員会	電気	千kWh	8,223	4,021
	都市ガス	千m ³	911	1,977
	LPガス	t	0	0
28施設	灯油	kℓ	0	0
渋谷区役所の施設が排出した温室効果ガス合計(CO ₂ 換算)				21,700

※ 四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

【水道使用量及び公共下水道への排水量】(令和6年度)

区長部局:水道489,990m³、下水道489,990m³

教育委員会:水道211,243m³、下水道211,243m³

●渋谷区内エネルギー消費量の推移

[単位:テラ・ジュール]

	産業部門	民生 家庭部門	民生 業務部門	運輸部門	合計	平成25(2013)年度 比削減率
平成28年度 (2016)	410	4,611	11,441	4,331	20,794	8.0%
平成29年度 (2017)	558	4,762	11,318	4,230	20,868	7.7%
平成30年度 (2018)	319	4,496	11,239	4,220	20,274	10.3%
令和元年度 (2019)	401	4,514	10,840	4,114	19,870	12.1%
令和2年度 (2020)	380	4,760	9,737	3,721	18,598	17.7%
令和3年度 (2021)	655	4,882	9,340	3,811	18,687	17.3%
令和4年度 (2022)	415	4,653	9,916	3,817	18,801	16.8%

※ 四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

●渋谷区内CO2排出量の推移

[単位:千t-CO2]

	産業部門	民生 家庭部門	民生 業務部門	運輸部門	廃棄物	合計	平成25(2013)年 度比削減率
平成28年度 (2016)	35	450	1,200	386	56	2,128	13.8%
平成29年度 (2017)	48	457	1,175	376	60	2,116	14.3%
平成30年度 (2018)	27	431	1,155	374	60	2,047	17.1%
令和元年度 (2019)	34	416	1,069	358	65	1,942	21.3%
令和2年度 (2020)	32	424	946	318	54	1,773	28.2%
令和3年度 (2021)	57	436	922	328	54	1,796	27.2%
令和4年度 (2022)	39	418	963	327	57	1,803	26.9%

※ 四捨五入の関係で合計が一致しないことがあります。

※ いずれも出典は、オール東京62市区町村共同事業提供資料

① 開発事業における環境配慮の促進

一定規模の事業用建築物に対し、「渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例」に基づき、再利用率80%規制の徹底、再利用計画書の作成、廃棄物管理責任者の選任、ごみ・資源の保管場所の確保を指導します。

② スマートエネルギーネットワークの構築

大規模開発等を契機に地域冷暖房施設の導入を誘導し、設備を都市計画に位置付けて、熱エネルギーの継続的な有効利用を図っています。

③ 交通・物流の円滑化

「自転車通行環境整備計画」に基づき、令和2年度までに13.95kmの区道を整備しました。令和3年度から令和7年度には、さらに10.85kmを整備する方針です。

また、「自転車活用推進計画」のうち「附置義務駐輪場」については、今後も適正な駐輪場の規模や配置について検討します。

4-3 気候変動による影響に適応する

4-3-1 風水害への対策

①都市型水害への対策

●透水性舗装の整備及び維持管理の推進

透水性舗装は、空隙がある断面構造のため、雨水が自然地盤と同様に浸透する機能があります。道路改良工事において歩道を透水性舗装で整備し、水害対策を行っています。

②防災情報の共有・普及啓発

洪水ハザードマップ(浸水予想区域図)や浸水実績図等をホームページで公開したり、各地区の防災訓練でブースを出展するなど、水害に関する情報の発信、啓発を行っています。

③創エネ・畜エネの設備の普及

家庭用燃料電池システム(エネファーム)を設置した場合、その工事費用に対して補助を行っています。

4-3-2 暑熱対策・ヒートアイランド対策

①暑熱環境の緩和対策

●開発事業における暑熱対策

近年大規模な開発が続き、注目を集めている渋谷駅中心地区における再開発において、環境負荷軽減の取り組みが行われています。暑熱対策としては、地域冷暖房施設の導入や屋上や壁面の緑化、窓におけるLow-e(低放射)ガラスの採用、外装工夫による日射遮蔽と断熱性の向上により、建築物の熱負担を軽減しています。

●街路樹による緑陰形成

街路樹は、都市の美観の向上や道路環境の保全のほか、緑陰により歩行者等に日陰を提供する機能があります。伸び過ぎたり枯れてしまったりした枝についてせん定を行い、街路樹を適正に管理します。

②暑熱対策・ヒートアイランド対策に関する普及啓発

●ヒートアイランドとは

都市部が郊外と比較して島のように高温化することをヒートアイランド現象といいます。

都市部では、冷暖房、照明、輸送など人間活動により排出される熱量が大きい上に、緑や土の部分が少なく降雨による水分の蓄えがないため、水が蒸発する際の気化熱による冷却作用が少ないということが主な原因です。

また、コンクリートやアスファルトなどが日中に蓄熱し夜間放熱するため、夜間に温度が下がらないという特徴があります。ヒートアイランドになると冷房の使用が増加し、排出熱量がさらに増えるという悪循環になり、エネルギー使用量も相乗的に増えます。

温暖化防止のためにヒートアイランド対策は、重要な施策となります。

●温度等の調査

渋谷区は東京大都市圏の中心部に位置し、ヒートアイランド現象により発生する様々な影響が特に懸念される地域のひとつです。ヒートアイランド現象は、近年、光化学オキシダントの増加、大気循環の変化による集中豪雨の発生、生物・人体への影響、冷房などエネルギー需要の増加などへの影響が問題視されています。

渋谷区では、2か所ある大気常時測定局のうち1か所で、年間を通じて温度・湿度を測定しています。

年度	本 町 局			
	平均気温	最高気温	最低気温	平均湿度
	(°C)	(°C)	(°C)	(%)
令和6	17.9	38.3	0.2	63

●ヒートアイランド対策ガイドライン

東京都は、民間事業者や都民が、建物の新築や改修時に地域の熱環境に応じた取り組みを推進するため、熱環境マップ、地域特性格対策メニュー及び建物用途別の対策メニューを、「ヒートアイランド対策ガイドライン」にまとめ、情報提供しています。

また、東京都では、「ヒートアイランド対策推進エリア」を設け、保水性舗装、屋上・壁面緑化等を重点的に実施し、国の施策とも連携しながら対策を進めています。

渋谷区ではガイドラインを定めていませんが、ヒートアイランド対策のひとつの方法として、気化熱による冷却が有効であることを啓発していきます。

気化熱による冷却には、①地表面被覆の改善、②まちの緑化、③都市形態の改善、④打ち水などの方法があります。

また、ヒートアイランド現象を抑制する効果のある、保水性舗装や透水性舗装を道路や歩道に実施しています。

●濡れない霧発生装置の活用

屋外エリアでのクールスポット創出のため、濡れない霧発生装置や可搬型装置(クールジェッター)等の貸出しを行っています。

4-3-3 熱中症・感染症対策

① 熱中症対策の推進

区ウェブサイト、区ニュースや電光掲示板で熱中症に関する疾病予防の普及啓発を行っています。

また、熱中症による健康被害の発生を防止する目的で、クールシェアスポット及びクーリングシェルターとなる施設の指定を行っています。

② 感染症等に関する普及啓発

季節性の感染症については、発生が多くなる時期の前に区ウェブサイトや区ニュースで予防対策などを掲載しています。

5 意識

(1) 目標

環境のために一人ひとりが意識を変え、「賢い選択」によって、大きな力を生み出すまち

(2) 数値目標と現状値

令和9(2027)年度の目標値		現状値※2
◆「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」ことを「大変そう思う」と考える区民の割合※1	80%	66.3% (令和4(2022)年度)
◆地域における環境保全のための活動(緑化、美化、リサイクル、環境保護等)に参加しており、今後も行いたいと考える区民の割合※1	50%	31.0% (令和4(2022)年度)

※1 区民の割合については、今後、アンケート調査等により把握

※2 出典:「渋谷区の環境に関する区民意識調査」(令和4(2022)年6月15日～7月19日実施)

(3) 方針

5-1 意識を変える

渋谷区らしい持続可能なライフスタイルに関する情報発信、普及啓発を進め、区民等及び事業者の意識の変革を促します。

5-2 行動を促す

区民等及び事業者が行動する機会の創出、多様な主体のパートナーシップの形成を進め、持続可能な社会の実現に向けた行動を地域が一体となって進めていきます。

(4) リーディングプロジェクト

環境のために行動する人と人がつながり、大きな力を生み出すまちの実現に向け、持続可能なライフスタイル、ビジネススタイルを浸透させ、一人ひとりが行動する機運を醸成していくため、「環境に関する普及啓発の推進」、「情報交換・情報共有の場づくり」を「意識」分野の重点施策に位置づけます。

これらの施策を推進するため、次のリーディングプロジェクトを展開します。

「意識」分野のリーディングプロジェクト

<サステナブル渋谷プロジェクト>

- 渋谷サステナブル・アワード
- シブサス(シブヤサステナブル推進協議会)

① 渋谷サステナブル・アワード

渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動の「発見・検証・発信」により、意識と活動の輪を広げ、文化として定着させていく仕組みを構築することで、区民等との意識啓発を進めていくとともに、「渋谷区＝サステナブルな都市」のイメージづくりにつなげていきます。

◆ 取り組み概要

- 環境活動にノウハウがある企業や団体の代表者や、渋谷サステナブル・アワード受賞経験者で構成する「渋谷サステナブル・アワード選考委員会」を組織する。
- 渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、事業活動を実践する個人、事業者、団体を募集（自薦または他薦）し、選考委員会による選考を経て、渋谷サステナブル・アワード選考委員会及び区が表彰する。
- 表彰式の様子を撮影し、渋谷区公式チャンネルで配信する。
- 区のイベントや広報を通じて受賞者の活動を広く発信する。
- 区の環境ファシリテーターとして位置づけ、環境学習・教育を推進し支援する人材として育成する。

◆ 進捗状況・評価

[担当：環境政策課]

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
アワード応募件数	15件	9件	B
受賞件数	3件	3件	
発信件数	10件	8件	

② シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップ形成の場となるシブサス（シブヤサステナブル推進協議会）を開催し、多様な主体の行動を促進します。

◆ 取り組み概要

- 環境保全、持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等、多様な主体が参加し、情報共有、交流、パートナーシップの形成の場となる「シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）」を設置し、取組の面的な広がりを後押しする。
- 会員は、協議会の趣旨に賛同する個人、事業者、団体等とする。
- 事務局は、当面、渋谷区環境政策課が担うことを想定する。
- 渋谷サステナブル・アワードの受賞者とともに、渋谷区の環境ファシリテーターとして地域で普及啓発活動（プロモーション、イベント等）を実施する。

◆進捗状況・評価

〔担当：環境政策課〕

取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価
意見交換会開催回数	2回	3回	A

(5) 施策と評価

5-1 意識を変える

5-1-1 情報発信・広報

① 環境情報の提供

環境基本計画2023に基づき、持続可能な社会の実現に向けて、一事業者としての渋谷区の取り組み状況をまとめた「しづやの環境」を発行しています。

② 環境に関する普及啓発の推進

渋谷サステナブル・アワード

家庭や地域、学校、職場などで実践されている、渋谷区らしい持続可能なライフスタイル、環境にやさしい取り組みを募集し表彰しています。表彰を通して、広くその取り組みを周知（発信）し、共有することで、私たち一人ひとりの意識啓発につなげていきます。渋谷サステナブル・アワードは、「渋谷区環境基本計画2023」のリーディングプロジェクトの一つに位置付けられています。

受賞された活動は区のホームページや広報紙などで紹介しています。

★渋谷サステナブル・アワード 2024 受賞活動★

大賞 『『持続可能な世界へ』—環境にやさしいゴミ袋販売を通して—』

優秀賞 『日本コカ・コーラ株式会社の渋谷本社における、サステナビリティに向けた取り組み』

優秀賞 『街いく子ども探検隊 キラ渋谷 ごみが無い町』



標語の募集

環境問題に対する関心の喚起、普及啓発の一環として、環境、持続可能な社会をテーマとした標語やポスターの募集・表彰、渋谷区の取り組みを象徴するロゴやキャッチフレーズの募集等を行い、区民等の意識を変える機運を醸成していきます。

環境に配慮した物品、サービスを区民等が主体的に選択することで、事業者の取り組みを促していくよう、環境負荷の低減に資する物品・サービスを示す環境ラベルや、環境に配慮した消費行動に関する普及啓発を進めます。

平成30年度より、区内在住の小学生を対象にごみ減量啓発のため標語を募集しました。令和6年度の募集テーマは、「食ロスを減らすために～自分でできること～」です。入賞に輝いた標語の中から最優秀賞の作品を紹介します。

最優秀賞 「おいしそう 全部選ぶと のこすかも」

③事業者の意識啓発

事業活動における環境配慮を促していくため、事業者による行動の必要性、環境保全に係る法令に基づく規制、業種・業態に応じた配慮事項、設備の改善などの取組、補助や融資の情報提供などを通じ、事業者の意識啓発を進めます。

また、事業活動による環境への影響に関する情報の公開を促していきます。

④効果的な情報発信・広報の検討と実行

持続可能な社会、カーボンニュートラル実現の重要性を区民等及び事業者に意識させ、行動の実践につなげていくために効果的な情報発信、広報のあり方を検討し、実行します。

5-1-2環境学習・環境教育の推進

①環境イベント・環境講座の実施

環境シンポジウム

令和6年度は、対面＋オンライン配信のハイブリッド形式で、「オフィスでのCO₂削減」をテーマに2回環境シンポジウムを行いました。

●第一回環境シンポジウム

【日時】 令和7年1月26日(日) 13:00～14:30

【場所】 SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター

【内容】 第1部 渋谷サステナブルアワード2024表彰式の上映
第2部 気象予報士による基調講演
第3部 シブヤ若者気候変動会議成果発表



●第二回環境シンポジウム

【日時】 令和7年2月5日(水) 16:00～17:30

【場所】 TKPガーデンシティ渋谷

【内容】 第1部 エネルギー管理士による基調講演
第2部 企業によるサステナブルな取り組み事例紹介・シブヤ若者気候変動会議からの提言



環境学習車

スケルトン清掃車(ごみえるくん)を活用した環境学習
令和5年度は12回開催し、令和6年度は7回開催しました。

②学校における環境教育・環境学習の推進

渋谷区立小・中学校では、環境や環境問題に関心や知識をもち、人間活動と環境のかかわりについての総合的な理解と認識の上に立って環境の保全に配慮した望ましい働きかけができるよう、各学校において校内や地域の環境、地球温暖化等について考える学習を各教科、道徳、総合的な学習の時間等で行っています。日々の生活の中で環境に配慮した行動を実践することにより、環境への関心と理解を深めることができるよう、環境教育に取り組んでいます。

○全校の取組

- ・「渋谷区一斉清掃の日」に合わせた地域美化活動
- ・身近な自然環境を生かした自然観察
- ・シブヤ未来科による環境保全への意識向上

○各校の取組(例)



長谷戸小学校:(写真上段左)

天然芝生を活用した環境教育

加計塚小学校:(写真上段右)

総合的な学習の時間の SDGs に係る学習

笹塚中学校:(写真下段)

蜷川における環境についての学習

○その他の取組(例)

- ・節電への取組
- ・児童集会・生徒会等による取組
- ・地域と関わった取組
- ・空き缶・古新聞・牛乳パック・ペットボトルキャップ・コンタクトレンズケース等の回収・リサイクル
- ・学校ビオトープを設けた環境活動

③生涯学習等と連携した環境学習の推進

地域全体で環境に関する知見を高めるべく、区内の大学や区事業による環境学習に関する公開講座を行うなど、生涯学習の機会を提供しました。

5-2 行動を促す

5-2-1 行動と協働の促進

① 情報交換・情報共有の場づくり

シブサス（シブヤサステナブル推進協議会）

シブサス(シブヤサステナブル推進協議会)は、「渋谷区環境基本計画2018」のリーディングプロジェクトに掲げられた取組の一つである「(仮称)サステナブル推進協議会設置」に基づき、令和元年8月に設立しました。

持続可能な社会の形成に向けて取り組む区民、事業者、団体、学校等の多様な主体の情報共有、交流、パートナーシップ形成の場として、学識経験者をはじめ、区内で実際に環境保全活動に携わっている人達を中心となり、行政主導ではなく、協働による課題対応や環境への取組を展開していくことを目指しています。具体的には、環境イベント等の開催やSNS等での配信を通じて、身近に取り組める環境配慮活動を発信し、活動者同士の情報交換や交流の場を設けて環境への取組の輪を広げることで、より多くの人達の意識と行動に働きかけ、持続可能な社会の形成につなげていきます。

令和元年度	「シブサス」設立、意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信
令和2年度	意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信
令和3年度	意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信、地域環境リモート授業
令和4年度	意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信
令和5年度	意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信
令和6年度	意見交換会等3回実施、SNSによる情報配信



<渋谷おとなりサンデー>

- 毎年6月第一日曜日は、普段話すことがない人たちが、顔見知りになるきっかけをつくる日、渋谷おとなりサンデーの日です。この日は、区内各地で顔見知りになるための様々なイベントが開催され、普段行っている清掃活動をおとなりサンデー企画として開催し、多くの人に参加を呼び掛けています。令和6年度は神南宇田川町会による神南地区の清掃活動が行われました。

<渋谷区くみんの広場>

代々木公園で開催し、環境に配慮して、次のような取り組みを行いました。

- 関係者との打ち合わせにおいてはペーパーレスを意識する。
- SNS等の活用を図り、チラシ等の作成枚数を抑制する。
- 来場者用エコステーションのほか、出展者用のごみ集積場においても内容を確認できるごみ袋の使用を求める。

②区民等及び事業者の取組支援

省エネ・創エネ・畜エネにつながる設備を導入する際に活用できる各種の補助金に関する情報提供、区からの助成などにより、区民及び事業者の取組を支援します。

③法令に基づく規制と誘導

環境保全、建築、開発、省エネルギー等に関する各種の法令の適正な運用を通じて、対象となる事業者への規制・指導、住宅・建物の建設や開発事業に際した環境配慮の誘導などを進めます。

④人材の育成と活用

環境シンポジウムや環境講座等の開催、シブサス(シブヤサステナブル推進協議会)の活動などを通じて、地域における環境保全活動の担い手となる人材育成を進めます。

5-2-2 区役所の率先行動

①区施設における再生可能エネルギー等の導入促進

②職員の行動促進

●グリーン購入

渋谷区では、グラス窓付封筒などリサイクル可能な物品購入や環境に配慮した商品を基本としたグリーン購入を推進しています。

また、令和元年度より開始した文具類のウェブ一括調達では、環境に配慮された製品を必要な時に必要な分だけを購入し、適正な在庫確保や効率的な搬入を図っています。

区民、事業者に向けては、繰り返し使える製品、環境負荷の小さい輸送手段を用いた物流サービス等環境に配慮した製品やサービスを購入するグリーン購入に関する普及啓発を進めます。

V 渋谷区環境基本計画2023【行動計画】(第1期)における基本施策の進捗状況

(取り組みの進捗状況と評価方法)

A:計画どおり実施できた B:一部実施できた C:進捗がなかった D:事業終了 E:その他

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
くらし【1-1-1】生活環境の保全						
	①	大気汚染物質の監視の継続、その結果の公表、施策への反映の検討	大気汚染の常時監視	実施	A	環境整備課
	②	自動車騒音の監視の継続、その結果の公表、施策への反映の検討	区内幹線道路の自動車騒音観測実施及び公表(年1回)	実施	A	環境整備課
	③	低公害車導入の促進	中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん	あっせん申し込み6件	A	産業観光課
		電気・水素自動車・低公害車の導入	導入の検討 電気自動車の維持管理 既保有 5台(共用車2台含)	継続 実施 既保有 5台(共用車2台含)	A	総務課
		渋谷駅周辺における自動車の乗入規制をはじめとする広域的な取組による自動車利用の抑制	駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免 減免台数 404台	駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免 減免台数 404台	A	渋谷駅中心五街区課
			地域荷捌場の整備	地域荷捌場の供用 3箇所	A	渋谷駅中心五街区課
	駐車場ネットワークの整備 (令和5年度完成予定 計2箇所)		工事中	A	渋谷駅中心五街区課	
	④	建設工事時における騒音、振動の軽減の指導	工事業者に対する指導	実施	A	環境整備課
	⑤	「渋谷区特定商業施設の立地調整に関する条例」の運用	継続	実施	A	産業観光課
	⑥	アスベスト除去・封じ込め工事業者に対する指導	継続	実施	A	環境整備課
		区のホームページや、パンフレット等の活用による、有害化学物質に関する最新の情報提供	継続	実施	A	環境整備課
			既存事業者に対する指導 監視率 100%	実施 100%	A	生活衛生課
		公共施設における、有害化学物質の発生が懸念される物品等の代替物への更新(施設内装材や備品等)	新設・改修の際に導入を検討	実施	A	各施設所管課
		ダイオキシン類の排出規制に係る区の方針等を審議する「渋谷区ダイオキシン問題等審議会」の開催	必要に応じ臨時	未実施	E	環境整備課

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課	
くらし【1-2-1】喫煙ルールの徹底							
	①	喫煙ルールの徹底	①ホームページや啓発ポスターを利用した喫煙ルールの周知徹底	実施	A	環境整備課	
			②分煙対策指導員等による啓発活動	実施	A	環境整備課	
			分煙対策指導員等による喫煙マナー指導	60, 324件	A	環境整備課	
	②	「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」の運用による喫煙施設設置指導	建築主に対する指導の徹底	実施	A	環境整備課	
				事前相談1件			
	③	たばこの影響に関する情報発信		①たばこの健康への影響についての啓発リーフレット配布	実施	A	地域保健課
				②たばこの健康への影響について区ホームページに掲載	実施	A	地域保健課
				③世界禁煙デー(5/31)にあわせた区ニュース記事掲載	実施	A	地域保健課
	くらし【1-2-2】落書きやシール貼等への対策の推進						
	①	区民、来街者(外国人を含む)に向けた情報発信、普及啓発	啓発ポスター等の配布・掲出	実施	A	環境整備課	
			①落書き多発地帯へのポスター掲示	チラシ配布・掲示、動画配信			A
	②	落書き禁止の啓発活動		②落書き発見の通報周知	実施	A	環境整備課
				通報数 300件	433件		
	③	落書き消去グループの活動支援		① 設立	各団体での個別活動	A	環境整備課
				組織数20団体	38団体		
	④	「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」の運用強化		②人材育成のための講座の開催	実施	A	環境整備課
				条例に基づく美化活動の推進	実施		
				地区美化推進委員会数	10地区	A	環境整備課
				10地区			
			「渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例」の運用による、放置自転車の発生防止	放置自転車に対する警告・撤去活動	実施	B	交通政策課

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
くらし【1-2-3】人にやさしいきれいなまちづくり						
	①	渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定及び進捗状況の公表	渋谷駅周辺における特定事業計画の進捗管理及び確認	渋谷駅周辺における特定事業計画の改定	A	渋谷駅中心五街区課
			特定事業の進捗管理	実施(一部、未実施事業があるため継続して進捗管理を実施予定)	B	渋谷駅中心五街区課
	②	公共施設の整備における、周辺景観と調和する形態、色彩、素材等の採用による、地域の良い景観形成の先導	継続	先導継続	A	各施設所管課
みどり・生きもの【2-1-1】みどりと生物多様性の保全						
	①	玉川上水旧水路の水環境の保全及び既存施設等の景観に配慮した整備(都と連携)	実施設計・整備工事	緑道の実施設計と整備工事の一部着手	A	緑道・道路構造課
	②	保存樹林、樹木指定制度の継続	継続	実施	A	環境政策課
	③	公園や緑道、道路上の自主管理花壇の促進	継続	実施	A	公園課、道路課
	④	天然芝生化の推進	公園の広場等への天然芝生化	維持管理件数 13公園	A	公園課
			区立小学校校庭の天然芝生化	実施 長谷戸小学校(平成28年度)、 鳩森小学校(令和元年度)、 千駄谷小学校(令和4年度)	A	学務課
			実施件数 3件	現在の維持管理件数 3件		
	⑤	自然環境調査の実施	検討	検討継続	C	環境政策課
「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進		公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用	検討継続	A	各施設所管課	

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課	
みどり・生きもの【2-2-1】みどりの創出							
	①	生垣・壁面・屋上緑化の促進	平成29年度より生垣による緑化強化	実施	A	環境政策課	
		苗木、草花等の無料配布	公園等自主管理花壇で配布	実施	A	公園課	
	②	空間の整備	3か年度で1箇所整備	未実施(候補地なしのため)	C	木密・耐震整備課	
		苗木の配布	要望に応じて配布	くみんの広場で配布	A	文化振興課	
	③	学校や公園等における、緑化可能性の検討と緑化の推進	継続	実施	A	学務課、公園課、環境政策課	
	④	公園等の計画的な整備の推進	継続	計画策定完了	A	公園課	
		新規整備における壁面・屋上緑化の推進	みどりの確保に関する条例の基準に基づき指導	実施	A	環境政策課	
	⑤	道路予定地等の未利用地の暫定緑化	暫定緑化の可能箇所が発生次第実施	実績(案件)なし	E	道路課、木密・耐震整備課	
	⑥	定期的なみどりの調査の実施	継続	実施	A	環境政策課	
		みどりの基本計画の改訂	策定予定	実施	A	環境政策課	
	みどり・生きもの【2-2-2】みどりの啓発						
		①	ふれあい植物センターを「農と食の地域拠点」とする、地域コミュニティの形成	継続	実施	A	環境政策課
②		区外における自然観察会等の開催の拡充	宿泊を伴う移動教室の継続(第4学年)	移動教室	A	教育指導課	
		区内外における市民農園等の設置の検討	継続	実施	A	環境政策課	
地域の輪が広がる農園の整備			実施	A	緑道・道路構造物課		
③		緑化表彰制度の制定	実施方法・実施時期等検討	未検討	E	環境政策課	

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
資源・ごみ【3-1-1】食品ロスの削減						
	①	食品ロスに関する普及啓発	継続	実施	A	清掃リサイクル課
	②	地域における食品リサイクル活動(フードドライブ)の支援	継続	実施	B	清掃リサイクル課
	③	エコロジックキッチングの普及啓発	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		生ごみコンポストや生ごみ処理機のあるあせん	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		生ごみコンポストや生ごみ処理機の購入補助金の導入	継続	実施	A	清掃リサイクル課
資源・ごみ【3-1-2】リデュース・リユースを軸とした3Rの推進						
	①	再生品利用に関する情報提供	美竹リユースコーナー ※不用品情報コーナーは休止中	(木製再生家具) 引取点数 509点 提供点数 570点	A	清掃リサイクル課
		リユースプラットフォーム「おいくら」の活用	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		リサイクル等推進員によるごみの発生抑制の普及啓発	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		イベント・ホームページ等を活用した区民・事業者への働きかけ	継続	しづや・もったいないマーケットの実施	A	清掃リサイクル課
	②	本町リサイクルセンター、美竹リユースコーナーの運営	継続	木製再生家具 引取点数 509点 提供点数 570点	A	清掃リサイクル課
		リサイクルパザール、しづや・もったいないマーケット等の情報発信	継続	実施(区ニュース、HP、ツイッターなどで情報発信)	A	清掃リサイクル課
		リユースプラットフォーム「おいくら」の活用	継続	実施	A	清掃リサイクル課
	③	集団回収への支援の継続	継続	実施(回収団体報奨金・補助金及び消耗品等の支給)	A	清掃リサイクル課
		拠点回収の充実・拡大	継続	実施	A	清掃リサイクル課
	④	資源・ごみの分別排出の啓発	ホームページ、ごみ・資源分別アプリ等の活用	実施	A	清掃リサイクル課
		資源回収に関する各種取り組みの広報の拡充	ホームページ、ごみ・資源分別アプリ等の活用	区HP及びXへの掲載 区HPでごみの見える化実施	A	清掃リサイクル課

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
資源・ごみ【3-1-2】リデュース・リユースを軸とした3Rの推進						
	⑤	プラスチックの資源回収	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		リターナブル容器の導入支援	継続	実施	A	清掃リサイクル課
	⑥	ごみの資源化事業の拡充	検討	4月から食器・調理器具の常設回収を実施	A	清掃リサイクル課
資源・ごみ【3-1-3】事業系ごみ対策の推進						
	①	廃棄物の発生抑制及び再利用促進の指導、処理状況の確認、把握、管理の指導	事業者への適正排出指導	立入指導:50件	A	清掃リサイクル課
	②	事業者に対する「再利用に関する計画」の策定指導	大規模事業者の再利用促進	実施(WEBによる非対面方式) (事業所への立入指導:50件)	A	清掃リサイクル課
		大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底	継続	立入指導:50件	A	清掃リサイクル課
	③	ごみになりやすいものの販売抑制	生産者業界への環境に配慮した製品製造の働きかけ	未実施	E	清掃リサイクル課
	④	意見交換の場づくり	清掃リサイクル審議会、リサイクル等推進員研修会の活用	清掃リサイクル審議会:7月、2月 リサイクル等推進員研修会:12月	A	清掃リサイクル課
資源・ごみ【3-2-1】適正処理の推進						
	①	家庭ごみ及び事業系ごみの発生抑制と再利用促進	継続	実施(指導 521件)	A	清掃リサイクル課
		ごみ出しルールの徹底	継続	実施(指導 521件)	A	清掃リサイクル課
		各家庭におけるごみ量の把握の促進	組成調査結果の活用	実施	A	清掃リサイクル課
	②	収集方法の更新	継続	実施(521件)	A	清掃リサイクル課
		清掃車両への低公害車の導入検討	継続	検討継続	E	清掃リサイクル課
	③	清掃工場における適正な燃焼管理、排出ガスの監視及び測定結果の公表	【所管】 中間処理⇒清掃一組 最終処分⇒東京都 23区として引き続き要望する	継続して要望	A	清掃リサイクル課
		最終処分物からの有害化学物質の除去	同上	継続して要望	A	清掃リサイクル課
		清掃工場における焼却灰の再資源化の推進	同上	継続して要望	A	清掃リサイクル課
	③	事業系ごみは、自己処理責任の原則に則り、処理手数料の適正化を図る。	【事業系ごみ】 自己処理責任の徹底	調査・研究	A	清掃リサイクル課
エネルギー・温暖化対策【4-1-1】気候危機意識の共有						
	①	気候変動適応に関する普及・啓発	実施方法・実施時期検討	実施	A	環境政策課
	②	「シブヤ若者気候変動会議」の継続	継続	実施	A	環境政策課

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
エネルギー・温暖化対策【4-1-2】暮らし・事業活動の脱炭素化						
	①	家庭への環境家計簿の普及、啓発	区ホームページ等に掲載	実施	A	環境政策課
		省エネ家電買替等支援事業	実施	実施	A	環境政策課
	②	事業所や商店街等におけるエネルギー使用削減への取り組みの促進	継続	実施	A	環境政策課
			商店街に対し、街路灯のLED化に係る費用の一部を補助	実施2商店街		
	③	区民、事業者への情報提供、普及啓発 再生可能・未利用エネルギーの普及啓発	区ホームページ等に掲載	実施	B	環境政策課
			継続	なし	E	各施設所管課
		家庭用燃料電池システム設置費用助成事業	実施	実施	A	環境政策課
再エネ電力調達に関する普及啓発		実施	実施	A	環境政策課	
エネルギー・温暖化対策【4-1-3】移動の脱炭素化						
①	自転車通行環境、自転車駐車場の整備推進	新規自転車駐車場整備 新規自転車駐車場整備台数50台	実施2か所325台	A	交通政策課	
	コミュニティサイクルの運営	コミュニティサイクル事業の継続 自転車 700台 ポート 70箇所	継続 自転車 711台 ポート 62か所	B	交通政策課	
②	コミュニティバスの運行	環境負荷の少ないコミュニティバスの導入検討	継続	A	交通政策課	
		環境負荷の少ないバス車両の選定の方向性を検討(電気・水素・ハイブリット・CNG等)	継続			
③	ZEVの導入・普及啓発	継続	検討継続	E	環境政策課 総務課	
		導入の検討	継続	A		
		電気自動車の維持管理 既保有5台(共用車2台含)	実施	A		
	低公害車導入の促進	中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん	あっせん申し込み3件	A	産業観光課	
	電気自動車等用充電設備導入助成	継続 助成件数40台	助成件数 19台	B	環境政策課	

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
エネルギー・温暖化対策【4-2-1】住宅・建物のゼロエミ化						
①	個々のビルや戸建て住宅における、断熱構造や省エネ型機器、再生可能エネルギーの普及啓発	継続	実施	A	環境政策課	
		「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく届出の受理	受理件数 108件受理	A	建築課	
		再エネ利用促進計画	計画策定			
	②	公共施設における省エネルギーシステムの積極的導入	新規・改修の際に導入を検討	検討継続	A	各施設所管課
		渋谷区公共施設等総合管理計画に基づく施設の長寿命化計画の整備・管理	策定・管理(福祉施設や 区民施設等の一般建物施設)	実施	A	資産総合管理課 各施設所管課
			策定・管理(学校、公営住宅等、公園、橋りょう、トンネル、人工地盤)	検討継続	A	各施設所管課
		「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進	公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用	なし	E	各施設所管課
エネルギー・温暖化対策【4-2-2】都市の脱炭素化						
①	大規模建築物に対する再利用対象物の保管場所の設置の指導	対象事業者への指導	廃棄物保管場所設置届出件数 150件	A	清掃リサイクル課	
	大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底	継続	立入指導:50件	A	清掃リサイクル課	
②	大規模施設や面的開発における、地域冷暖房への参加、設備の設置の指導	相談等に基づく助言	実績(案件)なし	E	環境政策課	
		申請に基づき都市計画決定	地域冷暖房施設の変更:1件	E	都市計画課	
	下水道等未利用エネルギーの活用	検討	検討はしたが進捗なし	C	環境政策課	
③	渋谷駅周辺における自動車の乗入規制をはじめとする広域的な取組による自動車利用の抑制	駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免	駐車場地域ルールによる附置義務駐車台数の減免	A	渋谷駅中心五街区課	
		減免台数 314台	減免台数 404台	A		
		地域荷捌場の整備	地域荷捌場の供用 3箇所	A		
		駐車場ネットワークの整備	工事中	A		
		既整備箇所数1箇所	継続	A		

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
エネルギー・温暖化対策【4-3-1】風水害への対策						
	①	既存・新規公共施設の整備における、可能な範囲での浸透面の創出、雨水浸透設備の導入	検討	検討継続	A	各施設所管課
		区道の透水性舗装の整備	継続	維持管理の推進	A	道路課
	②	防災情報の提供	継続	実施	A	企画管理課
	③	家庭用燃料電池システム設置費用助成事業	実施	実施	A	環境政策課
		再エネ電力調達に関する普及啓発	実施	実施	A	環境政策課
エネルギー・温暖化対策【4-3-2】暑熱対策・ヒートアイランド対策						
	①	開発事業における暑熱対策	継続	実施	A	渋谷駅周辺まちづくり課、渋谷駅中心五街区課
		街路樹による緑陰形成	街路樹の計画的な剪定の実施継続	実施	A	道路課
	②	打ち水、クールシェア等の普及啓発	継続	実施	A	環境政策課
エネルギー・温暖化対策【4-3-3】熱中症・感染症対策						
	①	熱中症等に関する普及啓発	町会へのチラシ配布、駅前街頭ビジョンへの掲示及び区ニュース、ホームページへの掲載	実施	A	地域保健課
	②	感染症等に関する普及啓発	感染症発生の多い時期の前に、区ニュース、ホームページへの随時掲載	インフルエンザ、新型コロナウイルス等について、ホームページで注意喚起を実施。区ニュースでは冬に流行しやすい感染症について情報掲載。	A	地域保健課
意識【5-1-1】情報発信・広報						
	①	環境に関する情報提供(「しぶやの環境」等)	継続	実施	A	環境政策課
	②	区民等に対する、ライフスタイルの見直し、環境学習への積極的な参加、リサイクル、緑化の推進等の環境保全活動への積極的な参加への普及啓発	継続	実施	A	環境政策課
			環境学習や清掃工場と連携したイベントの継続	実施	A	清掃リサイクル課
		ごみ削減量の定期的な見える化	区ホームページへの掲載継続	実施	A	清掃リサイクル課
		お花畑プロジェクト(ごみ袋デザイン)	継続	実施	A	清掃リサイクル課
	③	事業所等に対し環境に配慮した意識啓発の推進	継続	実施	A	環境政策課
④	地球温暖化対策に対する意識向上についての、区民への効果的な情報発信	検討・実施	実施	A	環境政策課	

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課
意識【5-1-2】環境学習・環境教育の推進						
①		渋谷区ふれあい植物センター等における講座等の実施	継続	実施	A	環境政策課
		シブサスを通じたイベント等の開催	継続	実施	A	環境政策課
		環境シンポジウム等の開催	継続 1回	実施 2回	A	環境政策課
		環境学習車(ごみえるくん)の活用	継続	実施	A	清掃リサイクル課
		しぶや・もったいないマーケットの開催	継続	実施	A	清掃リサイクル課
②	学校における環境教育の支援	渋谷区一斉清掃の日による全校の地域清掃を行う。 「シブヤ未来科」において、SDGsを踏まえた課題を取り上げ、環境保全への意識向上を図る。	実施	A	教育指導課	
③	体系だったプログラムの構築(社会教育)	継続	区内の大学や区事業による環境学習に関する公開講座を行うなど、生涯学習の機会を提供	A	学びとスポーツ課、環境政策課	
意識【5-2-1】行動と協働の促進						
①		シブサス(シブヤサステナブル推進協議会)運営	運営継続	運営継続 3回	A	環境政策課
			3回			
②		事業所や商店街等におけるエネルギー使用削減への取組の促進	商店街に対し、街路灯のLED化に係る費用の一部を助成	助成件数8件	A	産業観光課
		家庭用燃料電池システム設置費用助成事業	実施	実施	A	環境政策課
		低公害車導入の促進	中小企業に対し、低公害車購入のための融資をあっせん	あっせん申し込み3件	A	産業観光課
		電気自動車等用充電設備導入助成	継続 助成件数 40台	助成件数 19台	B	環境政策課
③		アスベスト除去・封じ込め工事業者に対する指導	継続	実施	A	環境整備課
		「渋谷区安全・安心なまちづくりのための大規模建築物に関する条例」の運用による喫煙施設設置指導	建築主に対する指導の徹底	実施	A	環境整備課
		大規模建築物に対する再利用率80%規制の徹底	継続	立入指導:50件	A	清掃リサイクル課
		個々のビルや戸建て住宅における、断熱構造や省エネ型機器、再生可能エネルギーの普及啓発	「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく届出の受理 再エネ利用促進計画	実施 計画策定	A	建築課

分野	No.	取り組み	令和6年度目標	令和6年度実績	評価	担当課	
意識【5-2-1】行動と協働の促進							
	④	環境学習・教育を推進する、支援する人材の育成・活用	渋谷サステナブル・アワード受賞者をシブサスやイベント等で活用する仕組みの運用 環境ファシリテーターとして位置づけ	実施	A	環境政策課	
意識【5-2-2】区役所の率先行動							
①		渋谷区地球温暖化対策実行計画 2021(事務事業編)の推進	継続	継続	A	環境政策課	
		公共施設における省エネルギーシステムの積極的導入	新規・改修の際に導入を検討	なし	E	各施設所管課	
		渋谷区公共施設等総合管理計画に基づく施設の個別の長寿命化計画の策定・管理	策定・管理(福祉施設や区民施設等の一般建物施設)	実施	A	資産総合管理課 各施設所管課	
			策定・管理(学校、公営住宅等、公園、橋りょう、トンネル、人工地盤)			各施設所管課	
		「渋谷区公共建築物等における木材利用推進方針」に基づく積極的な木材利用の推進	公共建築物の建築、公共工作物の整備の際に積極的に木材を利用	なし	E	各施設所管課	
	②		区職員への普及啓発	区内部ホームページ等による普及啓発の実施	実施	A	環境政策課
			グリーン購入の普及・推進(調達方針の策定、また、契約業者への環境に配慮した運搬方法等の啓発)	グリーン購入法を踏まえた購入	実施	A	各所管課
				関係各所との調整			契約課
				文具類ウェブ調達			契約課
		区主催イベント運営における環境配慮及び普及啓発	イベント時におけるごみのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等の啓発周知	実施	A	各所管課	
	イベント時のごみの散乱状況 なし		なし				
	ごみの分別・節電		実施	A			各所管課

VI 環境問題に関わる相談窓口一覧表

○環境保全に関する啓発・推進について

○カラスに関する苦情について

環境政策課環境政策係

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所12F

TEL3463-2749

○騒音と振動その他の公害対策について

○光化学スモッグの通報について

環境整備課公害指導係

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所12F

TEL3463-2750

○緑の保全・緑化について

環境政策課環境政策係

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所12F

TEL3463-2749

ふれあい植物センター

渋谷区東2-25-37

TEL5468-1384

○水道について

東京都水道局渋谷営業所

渋谷区千駄ヶ谷4-3-15

東京都渋谷合同庁舎

TEL5413-5201

○下水道の悪臭等について

東京都下水道局渋谷出張所

渋谷区東2-13-6

TEL3400-9477

東京都下水道局中部下水道事務所

お客さまサービス課

千代田区大手町2-6-3

TEL3270-8317

○カラス・ハトに関する苦情について

東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当

新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎19F

TEL5388-3505

○リサイクルの啓発・推進について

清掃リサイクル課リサイクル推進係

渋谷区渋谷1-2-17

TEL5467-4073

○ごみ処理・資源回収について

渋谷区清掃事務所

渋谷区渋谷1-2-17

TEL5467-4300

本町リサイクルセンター「レインボーほんまち」

渋谷区本町1-56-2

TEL3372-1020

○カラスよけネットについて

(本文25ページ参照)

○環境保全(自動車低公害・低燃費化)

○資金の融資について

東京都環境局環境改善部

自動車環境課低公害化支援担当

新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎20F

TEL5388-3535

産業観光課産業振興係

(中小企業事業資金融資あっせん制度

低公害車特別資金)

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所7F

TEL3463-1762

○環境問題についての資料の閲覧・貸出し

東京都環境科学研究所資料室

江東区新砂1-7-5

TEL3699-1346

東京都地球温暖化防止活動推進センター

新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10F

TEL5990-5061

し ぶ や の 環 境

令和7年12月作成

発行 渋谷区 環境政策部 環境政策課

〒150-8010

渋谷区宇田川町1-1 渋谷区役所

電話：03-3463-2749（ダイヤル）

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/>

（渋谷区ウェブサイト）